

インド・バングラデシュ
鉦工業プロジェクト選定確認調査
報告書

1991.10.28-1991.11.9

1991年12月

国際協力事業団
鉦工業計画調査部

鉦計画
JR
92-015

LIBRARY

JICA LIBRARY



1100785(3)

24246

インド・バングラデシュ
鉍工業プロジェクト選定確認調査
報告書

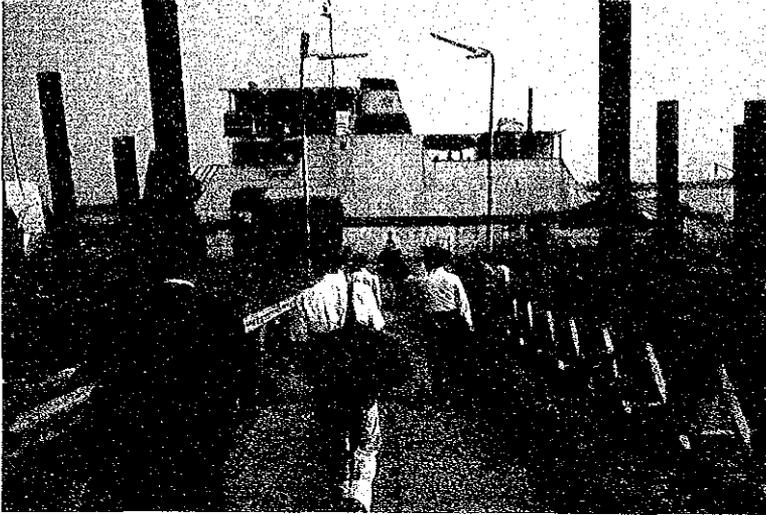
1991.10.28—1991.11.9

1991年12月

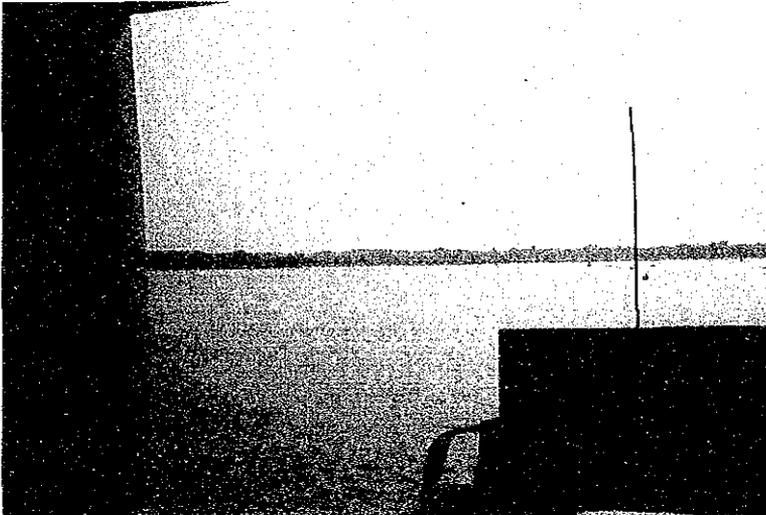
国際協力事業団
鉍工業計画調査部

国際協力事業団

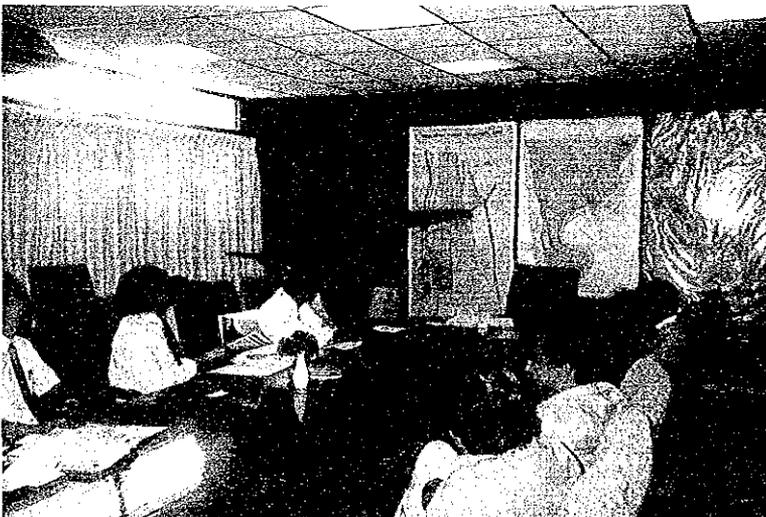
24246



チッタゴン、カルナフリ河をフェリーにて渡る



カルナフリ河対岸に工業団地サイトを臨む



Bangladesh 輸出加工区管理公社 (BEPZA) チッタゴンEPZ所長より説明を受ける



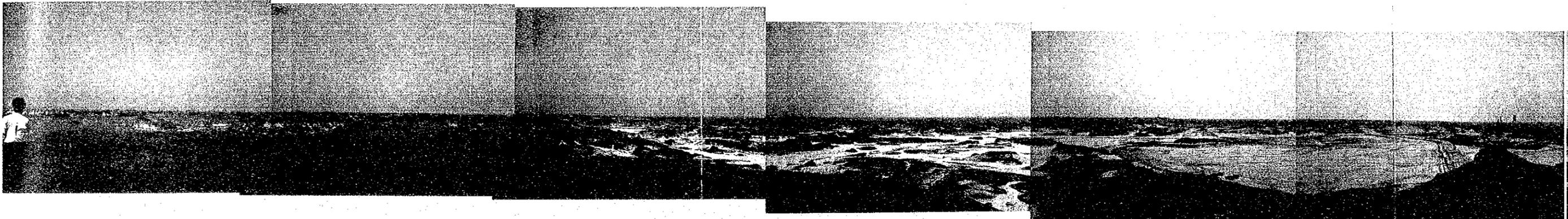
デリー近郊
ノイダ工業団地中心部



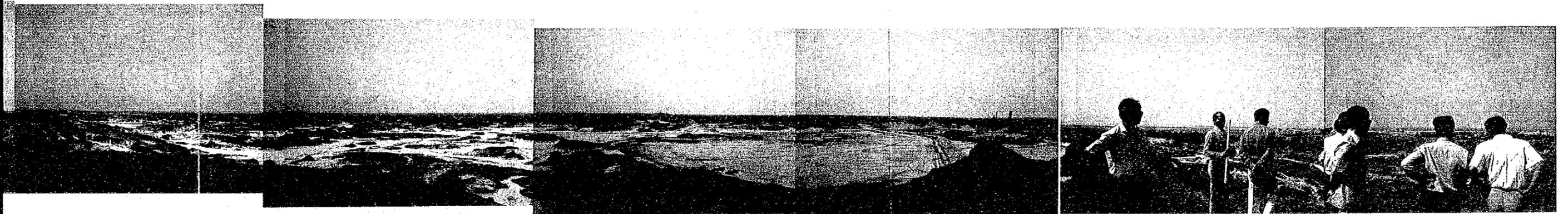
インダストリアルモデルタウン
(IMT) サイト予定地視察



日印調査委員会、工業団地作業部会
メンバーと会議
中央
MR. J. BAJAJ 計画委員会顧問



Bangladesh · Chittagong New Industrial Land Construction Site

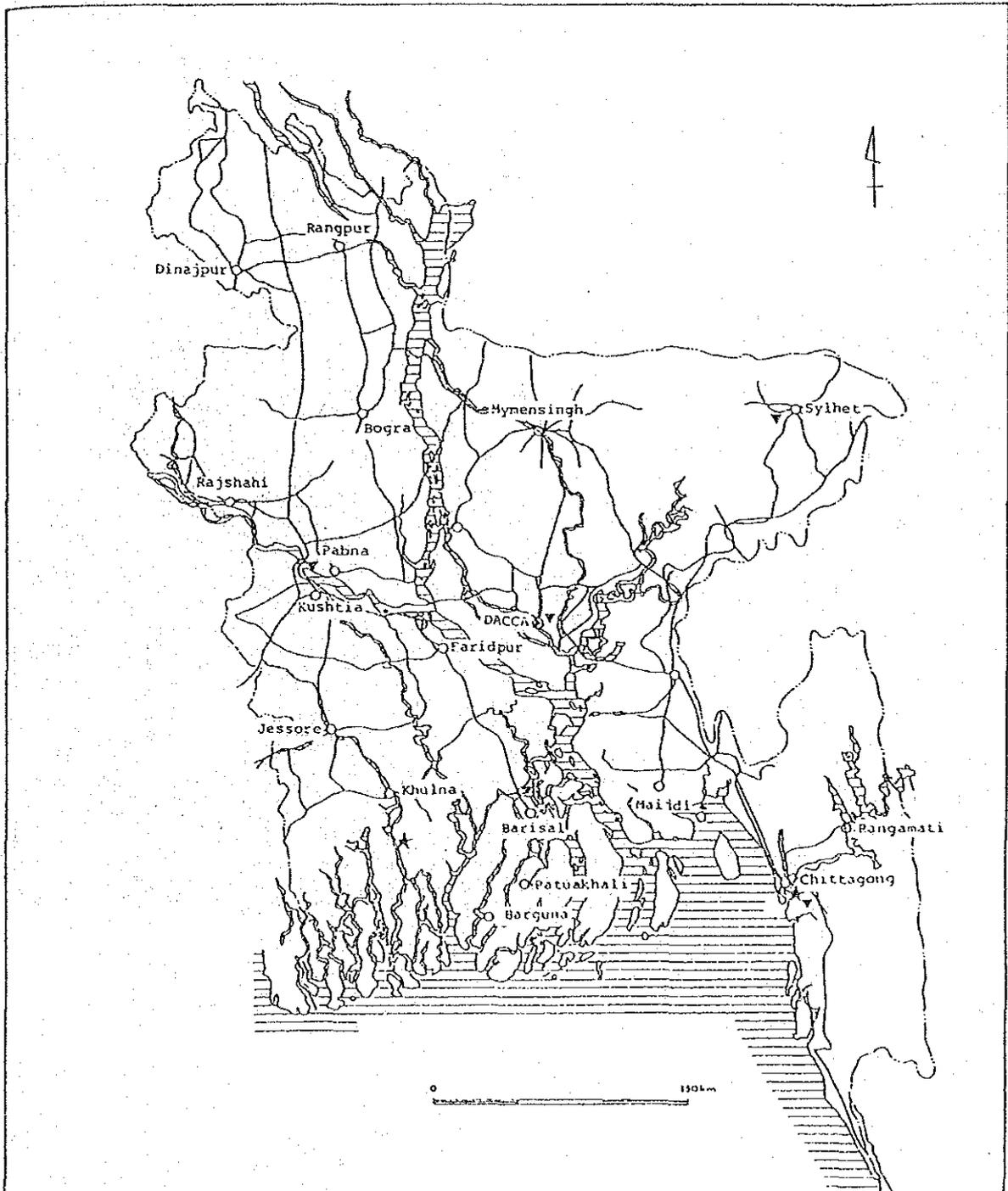
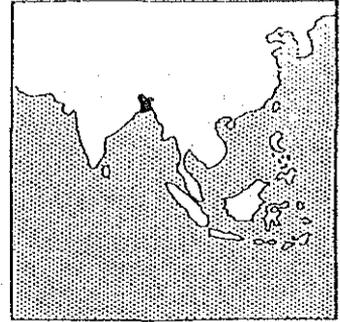


Bangladesh・チッタゴン新工業団地建設予定サイト

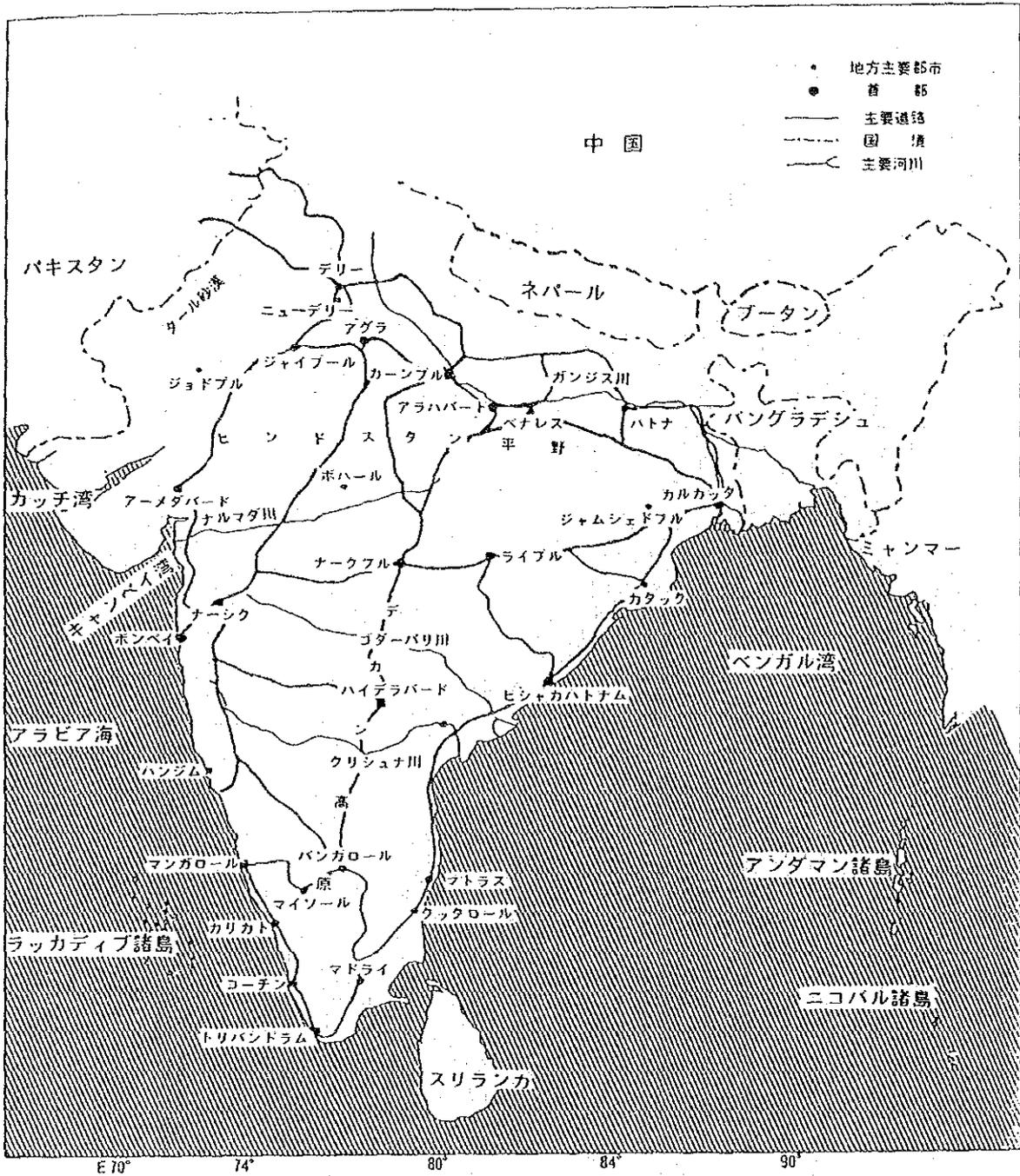
バングラデシュ

〈凡例〉

- 国境
- 主要道路
- 主要鉄道
- 首都
- 主要都市
- ★ 主要港湾
- ▼ 主要空港



インド



報告書目次

1. プロジェクト選定確認調査団派遣		
(1) 調査目的	鈴木	3
(2) 調査団員	〃	3
(3) 調査日程	〃	3
(4) 主な訪問先	〃	4
(5) 要請案件	〃	5
(6) 主要面会者	〃	5
2. 調査結果（インド）		
(1) 経済概況（含外国投資動向）	小松	11
(2) 工業立地政策	本脇	29
(3) 既存団地インフラ状況	〃	35
(4) 技術協力要請案件の概要と評価	野中	45
1) 案件概要（モデル工業団地）	〃	45
2) 評価	〃	48
3) 今後の検討に当たっての留意点及び検討の方向	〃	51
3. 調査結果（バングラデシュ）		
(1) 経済概況（含外国投資動向）	小松	57
(2) 工業立地政策	本脇	74
(3) 既存団地インフラ状況	〃	75
(4) 技術協力要請案件の概要と評価	野中	75
1) 案件概要（チッタゴン地域新工業団地開発）	〃	78
2) 評価	〃	78
3) 今後の検討に当たっての留意点及び検討の方向	〃	81
4. 総合所見		
(1) インド	古市	87
(2) バングラデシュ	〃	88
5. 収集資料	鈴木	91

1. プロジェクト選定確認調査団派遣

(1) 調査目的

鉱工業関係の開発計画を効果的に実施するため、今後我が国に正式要請の可能性あるプロジェクト、及び要請はあるがその内容が曖昧なプロジェクトにつき、それらの背景及び経済開発計画における位置付け等を調査し、優良かつ調査実施の可能性の高いプロジェクトの発掘選定を行うことを目的としている。

(2) 調査団員

- ① 団 長 J I C A 鉱工業計画調査部 鉱工業計画課長 ^{ふるいちまさし} 古市正敏
 Leader Masatoshi Furuichi, Director, Development Planning Division, Mining and Industrial Planning and Survey Department, JICA
- ② 技術協力政策 外務省経済協力局開発課 ^{こまつじろう} 小松二郎
 Technical Cooperation Policy Jiro Komatus, Development Cooperation Division, Economic Cooperation Bureau, MOFA
- ③ 技術協力計画 通産省通商政策局技術協力課 ^{のなかてつあき} 野中哲昌
 Technical Cooperation Planning Tetsuaki Nonaka, Technical Cooperation Division, International Trade Policy Bureau, MITI
- ④ 立地政策 通産省立地公害局立地指導課 ^{もとむらやけまさ} 本脇尉勝
 Industrial Location Policy Industrial Location Guidance Division, Industrial Location and Environmental Protection Bureau, MITI
- ⑤ 調査企画 J I C A 鉱工業計画調査部 鉱工業計画課 ^{すずきひでゆき} 鈴木秀幸
 Coordination Hideyuki Suzuki, Development Planning Division, Mining and Industrial Planning and Survey Department.

(3) 調査日程

日 付	行 程	内 容
10/28(月)	成 田 → バンコク (TG641) (10:30) (15:25)	メコン委員会足立委員と協議打ち合わせ (エアポートホテル: 566-1020)
10/29(火)	バンコク → デリー (TG914) (23:45) (2:25)	(PM) 日本大使館表敬、J I C A 事務所打ち合わせ
30(水)		スズキマルチ工場視察、 日印調査委員会作業部会本邦企業と面談

日付	行程	内容
10/31(木)		ノイダ工業団地サイト予定地視察 EXIM、外務省
11/ 1(金)		日本大使館、JICA事務所報告
2(土)	デリー → カルカッタ (IC401) (11:10) (13:00)	移動
3(日)	カルカッタ → ダッカ着 (BG092) (13:10) (14:20)	移動 日本大使館表敬、 JICA事務所主催打合せ会
4(月)		工業省、ERD、BEPZA 本邦企業、商社現地駐在員との面談
5(火)	ダッカ → チッタゴン (18:30) (19:15)	移動
6(水)	チッタゴン → ダッカ (19:50) (20:30)	チッタゴン工業団地、EPZ視察
7(木)		日本大使館、JICA事務所報告 (JADE PAVILLION 259-4675)
8(金)	ダッカ発 → バンコク (TG322) (14:00) (17:10)	日本大使館、JICA事務所、メ コン委員会表敬
9(土)	バンコク → 成田 (7:30)(JL718)	

(4) 主な訪問先

(インド)

- ① 日本大使館
- ② JICAインド事務所
- ③ 日印調査委員会作業部会(印側)
- ④ 外務省
- ⑤ ノイダ工業団地サイト予定地
- ⑥ 日印調査委員会作業部会(日側)
- ⑦ スズキマルチ工場

(バングラデシュ)

- ① 日本大使館
- ② JICAバングラデシュ事務所
- ③ ERD
- ④ 工業省、BCIC(化学工業公社)
BOI(投資委員会)
- ⑤ BEPZA
- ⑥ チッタゴン工業団地、EPZサイト
- ⑦ チッタゴン開発公社
- ⑧ チッタゴン港湾公社
- ⑨ 本邦企業商社

(5) 要請案件

(インド)

- ① 工業団地 (ID193(2.11), ID093(3.7), ID135(3.8) 事務所公信) M/P
: 大使公信 676(3.8))

(バングラデシュ)

- ① チャッタゴン地区工業団地 (BD154 事務所公信 (3.7))

(6) 主要面会者

(インド)

1. 日印調査委員会 (インド側)

- | | |
|---------------------------|-----------------|
| ① J. L. BAJAJ | 計画委員会理事 |
| ② TARUN DAS | エンジニアリング工業会事務局長 |
| ③ SUSHIL KUMAR | 計画委員会副理事 |
| ④ SUBBARAO | 大蔵省次官 |
| ⑤ R. M. V. RAMAN | 輸出入銀行副総裁 |
| ⑥ A. N. V. P. HIRANANDANI | 輸出入銀行副局長 |

2. 日印調査委員会 (日本側)

- | | |
|---------------|-------------------|
| ① 宗田 利一 | 三菱商事ニューデリー事務所所長 |
| ② M. OGAWA | 三菱商事ニューデリー事務所所長代理 |
| ③ 野田 清次 | 三井物産ニューデリー事務所所長代理 |
| ④ YOSHIO TANI | 三井物産ニューデリー事務所所長代理 |
| ⑤ 宇田川 榕一郎 | 東京銀行ニューデリー支店支店長 |

3. スズキマルチ工場

- | | |
|-------------------|---------------------|
| ① 篠原 昭 | スズキ株式会社 インド駐在取締役 |
| ② SEIJI TAKASHIMA | MARUTI UDYOG LTD 理事 |

4. 外務省

- | | |
|-------------------|---------|
| ① ARUNDHATI GHOSE | 外務省次官 |
| ② PAVAN K. VARMA | 外務省局長 |
| ③ SINGH A. P. | 工業開発庁次官 |

5. 日本大使館

- | | |
|---------|--------------|
| ① 石井 龍一 | 在インド大使館参事官 |
| ② 松尾 元 | 在インド大使館一等書記官 |
| ③ 濱 勝俊 | 在インド大使館一等書記官 |
| ④ 桜井 孝 | 在インド大使館一等書記官 |

6. J I C A

- | | |
|---------|-----------|
| ① 樋田 俊雄 | インド事務所所長 |
| ② 酒井 利文 | インド事務所副参事 |

(バングラデシュ)

1. 工業省 (MINISTRY OF INDUSTRY)

- | | |
|------------------------|---------------------------|
| ① EKRAM HOSSAIN | 工業省次官 |
| ② M A MUJIB CHOWDHOURY | 工業省次官 |
| ③ 黒木 章 | 投資委員会 (JICA 専門家) |
| ④ MD MASHIHUN RAHMAN | 投資委員会 (BOI) 課長 |
| ⑤ SYED YUSUF FAROOQ | 投資委員会 |
| ⑥ M A SAMAD | バングラデシュ化学工業公社 (BCIC) 局長 |
| ⑦ E R CHOWDHOURY | バングラデシュ化学工業公社課長 |

2. 大蔵省経済協力課 (ERD)

- | | |
|----------------------|----|
| ① AHMED S CHOWDHOURY | 課長 |
| ② RAFIOUL ISLAM | 班長 |

3. バングラデシュ輸出加工区管理公社 (BEPZA)

- | | |
|------------------|-----|
| ① M KAMAL AKHTAR | 副総裁 |
| ② A S A NUR | |

4. チッタゴン開発公社 (CDA)

- | | |
|-----------------------|------------------|
| ① RANAJIT GHOSH | チッタゴン地区投資委員会課長補佐 |
| ② ZAFRUL HASAN | チッタゴン地区投資委員会課長補佐 |
| ③ A N MOTAHAR | チッタゴン開発公社議長 |
| ④ NAYBEEMA KHATUN | チッタゴン開発公社都市計画補佐官 |
| ⑤ MOHAMMED SEKANDAR | チッタゴン開発公社監督技師 |
| ⑥ AMIRUL HAQUE | チッタゴン尿素肥料会社部長 |
| ⑦ MD NURUL H BHUIIYAN | チッタゴン尿素肥料会社部長 |
| ⑧ MD H RAHMAN | チッタゴン尿素肥料会社部長 |

5. チッタゴン輸出加工区 (CEPZ)

- | | |
|---------------------|------------|
| ① A A M ZIA HUSSAIN | エンジニアリング担当 |
|---------------------|------------|

6. チッタゴン港湾公社 (CPA)

- | | |
|------------------|----|
| ① AKTAR KAMAL | 議長 |
| ② MD MOMINUL HUQ | 課長 |
| ③ MOHSIN SARKER | 課長 |

- ④ JAHIRUL HOQUE
- ⑤ A M M S HOSSAIN
- ⑥ ZAHIR U MAHMOOD

7. 本邦企業

- ① 水川 雅世 伊藤忠ダッカ事務所所長
- ② 龍田 陽 丸紅ダッカ支店長
- ③ 竹谷 清 大林組プロジェクトマネージャー
- ④ 村田 實 兼松ダッカ事務所所長

8. 日本大使館

- ① 斉木 俊男 大使
- ② 馬場 仁志 一等書記官

9. JICA事務所

- ① 今津 武 所長
- ② 内藤 治男 次長

10. その他

- ① 春田 弘司 OECFダッカ駐在員事務所首席駐在員
- ② 野口 直良 JETROダッカ事務所所長

(タイ)

1. メコン委員会

- ① PRACHOOM CHOMCHAI 事務局次長
- ② SAYKHAM 事務局次長
- ③ 足立 隼夫 JICA専門家
- ④ 河合 尚 JICA専門家

2. JETRO

- ① 入澤 博

3. 日本大使館

- ① 櫻井 和人 一等書記官

4. JICA事務所

- ① 阿部 信司 タイ事務所所長
- ② 伊藤 隆文 タイ事務所副参事

2. 調査結果（インド）

インド・鉄工業プロジェクト選定確認調査（工業団地建設計画）

1. 印側、日印調査委員会からの説明

7月に新産業政策を発表し、外国直接投資の促進をはじめ、経済自由化、民間企業の活性化に向けて大きな転換をしたところであり、右転換はさらに改善の方向に向かうことはあっても、逆戻りすることは決してない。本件はこうした動きを支援する非常に重要なものであると考えており、マンモハン・シン蔵相自らが中心になって検討しているものであり、是非実施して頂きたい。具体的には、本件調査を通じ新産業政策の推進に不可欠な外貨導入の促進策を示してもらいたいと考えている。その際、外貨獲得についての配慮は重要ではあるが、印市場をにらんだ業種も含めざるをえないと考えている。日本が南東アジアを中心に積極投資を行っていることに着目しており、右背景を知り、投資環境の改善を図っていきたい。

2. 「印」外務省との協議

(1) 印側より

新産業政策の着手により、印はまったく新しい方向に進んでいると考えてほしい。右政策の実施にあたっては、ある程度の痛みを覚悟して内政面での諸調整を含めて進めていきたい。

日本企業に対しては、今までの印と違うということを早く知ってもらうことを期待しており、新産業政策の日本語版解説書の作成等積極的な働きかけを行っていきたい。

(2) 調査団より

来年度早々にプロジェクト形成調査団を派遣する方向で準備が進められるよう関係機関に働きかける旨説明。

3. 邦人、日印調査委員会関係者からの説明

印側は外貨獲得を目的に輸出型工業団地の検討を望んでいるようであるが、現実的には、日本企業にとって印の比較優位は、印市場の大きさであり、内需を中心としたものにならざるを得ないであろう。日印調査委員会としても調査の実施段階からフォローアップに至るまで協力していきたいと考えている。

(1) 経済概況

6月21日に発足したナラシンハ・ラオ政権は、インド経済の立て直しを同政権の最優先課題としており、短期間の内に種々の具体的な政策を発表し、その指導性を発揮しているところ、概要とりまとめ次のとおり。

1) 新経済政策発表の背景－悪化した経済状況

インド経済は、第7次5か年計画期間中(1985～89年度)年平均経済成長率5.5%と計画目標を上回る順調な成長を続けてきたが、この成長は財政赤字と国際収支赤字の拡大を伴っており、これがインフレ圧力を強めていた。

89年12月に発足したV.P.シン政権は、経済運営の最重要かつ緊急の課題としてこの二つの赤字解消に取り組んだものの、少数派与党政権のもと国内政治状況が一向に安定せず、経済問題にはほとんど手がつけられない状況となった。即ち、90年11月にインド人民党の支持を失ったV.P.シン首相が辞任、その後チャンドラ・シェーカル政権が成立したものの国民会議派の国会審議拒否を受けて91年3月に同首相が辞意を表明、結局下院が解散され、5月に総選挙が行われることとなったが、ラジーブ・ガンジー元首相暗殺事件により総選挙終了が当初予定の5月から6月に延びた。このため、91年度本予算の策定が大幅に遅れ、IMF等との融資交渉も91年3月以降は進展を見ていなかった。

他方、湾岸危機はインドの国際収支に大きな悪影響をもたらした(90年度エコノミック・サーベイによれば518億ルピーの悪影響と見込まれている)。90/91年度のインド経済は、良好なモンスーンに恵まれたこともあり、GDPは5%の成長を達成し得る見通しとなったが、財政収支の赤字は、対GDP比で8.8%(前年度8.6%)に拡大し、また消費者物価上昇率も前年度(6.2%)に比しほぼ倍の11.6%に達した。

特に、国際収支面では、輸出がドル・ベースで9.1%の伸びに止まる見通しとなり(過去3年度の平均伸び率は19.5%)、経常収支の赤字が過去最高の99億ドル(対GDP 3.5%)に達する見込み(前年度は対GDP 3.1%の83億ドル)となった。更に90年3月末に33.4億ドルあった外貨準備(金、SDRを除く)が91年1月には一時10億ドルを割り込むに至った。外貨準備は、1月18日にIMFが約18億ドルの融資を決定したこともあり、3月末に22.5億ドル程度まで回復したものの、その後も債務返済等による減少が続き6月末には再び10億ドル程度まで減少したとみられている。

2) ラオ政権の諸政策

以上のような状況の中で政権を担うこととなったラオ首相は、6月22日、首相就任後の国民向けメッセージにおいて、(イ) 経済危機克服が最大の課題であり、政府は1か月以内に中央予算を提出する、(ロ) 国際金融機関、特にIMFとの交渉を継続する、(ハ) 国際収支状況を立て直し、インフレーションを抑制するためには厳しい決定も行う、(ニ) 技術の向上、輸出促進のため外国直接投資を歓迎する、(ホ) 産業政策を合理化するために期限付きの計画を策定するといった方針を示したが、現在までに右方針に基づき次の措置、政策を実施もしくは発表している。

(イ) 金融諸措置

(a) ルピー貨の切り下げ

インド準備銀行は、7月1日にルピー貨の対ポンド8.76%、対米ドル9.56%の

切り下げを行い、同3日さらに、対ポンド10.58%、対米ドル10.96%の切り下げを行った。その結果、ルピー貨は、6月末に比べ対米ドルで18.74%の減価（1ドル約21ルピーから約26ルピーへ）となった。

ベンキタラマナン・インド準備銀行総裁は、3月より行ってきた輸入制限措置（輸入に際しての保証金積立の増額等による）と右ルピー切り下げにより外貨を約10億ドル節約できるとしており、今後更にルピーを切り下げることはいないと声明している。

(b) 金を担保にしての短期融資獲得

また、インド準備銀行は、同行保有の金332.5トンの内、合計46.9トン（総量の約14%）の金を7月4日から18日にかけてイングランド銀行へ移送し、4億ドル相当の短期融資（イングランド銀行及び日銀より各2億ドルずつ）獲得の担保とした。

インド政府はチャンドラ・シェーカル政権下の5月下旬、約20トンの密輸没収による政府保有金を売却して約2億ドルの外貨を調達した際、国民に強い衝撃を与えた経緯も踏まえ、7月の金輸送については、インド準備銀行が保有する金の15%までは海外に保有することが可能であるとの法律上の規定の範囲内のものであり、これ以上の金を海外に持ち出すことはないとしている。

(c) 新輸入政策

7月4日、チダンバラン商業担当国務相は、輸出業者に対し輸入ライセンスを優先的に交付する「輸入補充ライセンス」を拡張・自由化することにより輸出促進を図ることを主要点とする新輸出入政策を発表した。

その内容は輸入と輸出をリンクさせることにより輸出促進を図ろうとする観点からの政策措置を中心とするものであるが、3年後にはすべての輸入ライセンスを廃止することや必須品目を除いてはすべての品目の「キャナライゼーション」（特定品目については公社・公営企業のみが輸入できる制度）をなくすことを目標としている点はかなり意欲的なものといえよう。

また、「輸入補充ライセンス」を拡充・自由化する代わりに、輸出補助金制度を廃止するとしているが、輸出業者よりは右に対する強い反対の声が上がっており、右が公約どおり実施できるか注目される。

(d) 新産業政策

7月24日、インド政府は国会において、ライセンス取得義務の大幅緩和や外貨比率が51%までの外国直接投資を認めることを含む新産業政策を発表した。

インドにおいては、産業許認可手続きの複雑さが国内外から指摘されていたが、右新政策では、国家安全保障及び戦略的分野（公営分野として留保）、社会的理由、危険性

(化学物質)及び環境上の理由から制限が必要な分野並びに贅沢な消費財に関する分野(石炭、石油、砂糖、たばこ、自動車、医薬品等18の業種)を除きすべての産業ライセンスを廃止するとしており、近年進められてきた経済規制の緩和措置に比べて、かなり思い切った措置といえることができる。

また、外資企業については、(1) 技術移転の利益があり輸出促進にも寄与しうる優先分野として34の業種につき外資比率の上限が51%まで認められる、(2) 外国技術提携に対するロイヤルティが、1千万ルピー、または、国内売上げ額の5%もしくは輸出額の8%までは自動的に許可される、(3) 配当の海外送金が自由化される、という改正点が注目される。

(二) 91年度予算案

7月24日、インド政府は、歳入総額1兆570億3千万ルピー(約410億ドル)、歳出総額1兆1,342億2千万ルピー(約436億ドル)、財政収支赤字771億9千万ルピー(約29.6億ドル)の91年度予算案を国会に提出した。

本予算案は、農業補助金他、主要補助金の大幅削減等による思いきった歳出カットや法人税率の引上げ等の増税による輸入増加等財政赤字を極力少なくする施策を含むものであり、赤字予算とはなっているものの、赤字額は前年度の1,077億2千万ルピーよりも約30%削減されており、財政赤字のGDPに占める割合も前年度の8.9%から6.5%へと減少するものとなっている。

従って、全般的には、現下の深刻な財政状態を立て直しインド経済の抜本的な改革を図りたいとするラオ政権の姿勢を示すものとして評価される。ただし、インフレの増大というルピー貨切り下げによる長期的なマイナスの効果に対する配慮が足りないといった技術的な問題点を指摘する向きがある他、肥料補助金の削減等については中小農民への影響が大きいため国会においても反対の声が上がり、既に肥料補助金削減率が40%から30%に引き下げられていることから、その通過・実施は必ずしも楽観できない面もある。

August 5, 1991

*
* インド政府 *
*
* 1991 - 92年度予算案 *
*

「予算案を提出するに当たって、寂しさを禁じ得ません。端正な顔に常に微笑みを絶やさず、熱心に私のスピーチを聞いてくれたはずの人、ラジブ・ガンジー元首相はもういません。しかしながら、元首相の果せなかった夢、力強く、統一された、そして高度な技術に裏打された国家、それでいて人間性を失わないインドを、21世紀に向けて築いていこうとしたその精神は、我々にしっかり受け継がれています。力強く見守ってくれているガンジー元首相に、この予算案を捧げたいと思います。」

2時間半に及び行われた、マンモハン・シン大蔵大臣の国会における予算案説明の冒頭の言葉です。

その後新大臣は、現在インドの直面する諸々の危機（外貨危機、財政不均衡、インフレ、外資流入ストップ、等）に言及、独立後最悪の事態乗切りのため、インドに残された時間は少なく、まず財政再建と安定経済の確立が必要であること、それらは痛みを分かち合う国民の協力無くしては達成され得ぬことを訴えています。

そして、重要なことは、インドの将来はその立案された計画にあるのではなく、いかにそれらを遂行していくかに掛かっている、と述べております。

今回は、上記予算案の概略をお届け致します。

1. 新予算案の概要と主要事項説明

インド政府は当面する外貨危機（対外債務支払外貨不足）乗り切りのため、可及的速やかなIMFローンの引き出しを必要とし、その条件として、財政赤字をGDP（Gross Domestic Products）の6.5%に押える必要があり、そのために直ぐ取り得る手段として、可能な限り支出を押さえる一方、増税に踏み切ったと言えます。まさに背に腹は替えられないという状況であり、山積する問題に直面し、方程式より未知数のほうが多い問題を解いてみせなくてはいけないマンモハン・シン大蔵大臣の苦心の予算案と言えます。

同予算の概要は次の通りです。(P.4の「過去3年間の予算案」を参照下さい)

* 本年度の予算赤字は771.9億ルピーとなっており、歳入総額は1兆570.3億ルピー、歳出総額は1兆1,342.2億ルピー。この結果、GDPに占める財政赤字は昨年度の8.4%から6.5%まで引き下げられています。因みに、過去のGDPに占める財政赤字の割合は次の通りです。

1985-86	86-87	87-88	88-89	89-90	90-91	(91-92)
8.3%	9.0%	8.1%	7.8%	8.0%	8.4%	(6.5%)

* 本年度の中央政府の非計画支出は、90年度修正予算値(7,676.1億ルピー)よりも293.6億ルピー増加して、7,969.7億ルピー。

* 本年度の中央政府の計画支出は、90年度修正予算値(2,995.6億ルピー)よりも376.9億ルピー(12.6%)増加していますが、その内訳は中央政府自身の計画支出1,901.5億ルピー、州政府の計画に対する援助1,471億ルピー、となっています。

* 本年度経常収入は6,752.9億ルピー(90年度修正予算値のそれは5,738.1億ルピー)

* 内租税収(中央政府と州政府の合計)は6,883.5億ルピーであり、前年度の修正予算値(5,891.6億ルピー)に比し1,000億ルピー近い(991.9億ルピー)増収を見込んでいます。

* 本年度の中央政府の純税収は5,250億ルピーであり、90年度修正予算値(4,431.8億ルピー)を818.2億ルピー上回っています。

* 本年度の税外収入は1,502.9億ルピー。

主要個別項目の概略は次の通りです。

1) 収入サイド

- ① 直接税の引上げ 上場企業の法人税を40%から45%へ、非上場企業の法人税は45%から50%へ引き上げる。
- ② 工場・機械設備に関する減価償却率(定率法)を従来の33.33%から25%に引下げ。
上記①及び②による収入増は130.4億ルピー。
- ③ 間接税の引上げ 奢侈品(注)に対する消費税率の引上げ。
(注)冷蔵庫、エア・コン、乗用車、カラー・テレビ
カセット・テープ、ビデオ・テープ
上記増税により98.8億ルピーの収入増。
- ④ 特定公企業に対する政府出資の20%引上げ。
これによる収入増計画は250億ルピー。
- ⑤ 金利収入に対する3%の課税。

これにより 53.5 億ルピーの増収。

2) 支出サイド

- ① 国防費の凍結 本年度予算中の軍事費割当額は 1,635 億ルピーで前年度予算の 1,575 億ルピー比約 4% 増。(因みに、シェカール前政権の予算案では 1,685 億ルピー、同約 7% 増)
 表面上絶対額では前年度予算を上回っていますが、当国の 2 桁インフレ及びルピー切下げによる武器輸入コスト増を加味した場合、実質的にはかなりの削減と言えます。国防費の押え込みも、ある程度 IMF を意識したものと思われる。
- ② 補助金の削減 肥料補助金で 40 億ルピー、輸出補助金で 147.60 億ルピーと、思い切った削減を行い、本年度の補助金額を 1,039 億ルピーとした。これは前年度の補助金総額 1,212 億ルピー比約 14.2% の減となります。
- ③ 金利支払増 上記支出削減の一方、赤字(借入)体質による年間金利支払い増は 560 億ルピーと推計。

— 過去 3 年間の予算概要 —

	1989-90	1990-91	1991-92	(単位: Rs crore)
	確定値	修正予算	暫定予算	1991-92 予算案
1. 経営収入	52,296	57,381	63,584	67,529
2. 税 収	38,349	44,318	49,374	52,500
3. 税外収入	13,947	13,063	14,210	15,029
4. 資本受取	30,018	38,564	36,606	38,174
5. ローン返済収入	4,980	6,005	5,608	5,666
6. その他収入	--	--	2,500	2,500
7. 借入金	25,038	32,559	28,498	30,008
8. 歳入総額 (1+4)	82,314	95,945	100,190	105,703
9. 非計画支出	64,505	76,761	76,907	79,697
10. 経常勘定支出分	52,137	60,946	64,304	64,315
11. 資本勘定支出分	12,368	15,815	12,603	15,382
12. 計画支出	28,401	29,956	33,260	33,725
13. 経常勘定支出分	12,071	14,020	17,046	17,068
14. 資本勘定支出分	16,330	15,936	16,214	16,657
15. 歳出総額 (9+12)	92,906	106,717	110,167	113,422
16. 経常支出 (10+13)	64,208	74,966	81,350	81,383
17. 資本支出 (11+14)	28,698	31,751	28,817	32,039
18. 経常勘定欠損 (1-16)	11,912	17,585	17,766	13,854
19. 予算赤字 (8-15)	10,592	10,772	9,977	7,719
20. 財政赤字	35,630	43,331	38,475	37,727
{(1+5+6)-15=7+19}				
21. 中央政府に対する RBI 純融資額増加分	13,813	13,000	9,977	7,719

出所: BUDGET AT A GLANCE 1991-92 MINISTRY OF FINANCE BUDGET
 DIVISION July, 1991

2. 歳入・歳出の内訳（主要項目のみ抽出、その他はOthersで一括）

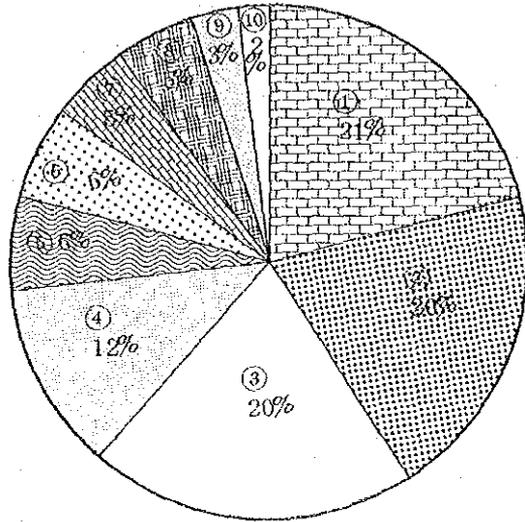
（単位：Rs. Cr.（）内は増加率（%））

（歳入）	1990-91	1991-92	
	Revised Estimates	Budget Estimates	
REVENUE RECEIPT	95,945	105,703	(10.2)
1. TAX REVENUE	57,381	67,529	(17.7)
Cross Tax Revenue	58,916	68,835	(16.8)
Corporation Tax	6,350	6,704	(5.6)
Income Tax	5,560	6,152	(10.6)
Interest Tax	...	535	(...)
Customes	20,800	25,900	(24.5)
Union Excise Duties	24,500	27,402	(11.8)
Others	1,706	2,142	(25.6)
Less States Share	14,535	16,255	(11.8)
Income Tax	4,121	4,565	(10.8)
Union Excise Duties	10,414	11,690	(12.3)
Less Others	63	80	(27.0)
Net Tax Revenue	44,318	52,500	(18.5)
2. NON-TAX REVENUE	13,063	15,029	(15.1)
Interest Receipts	9,573	11,009	(15.0)
Others	3,490	4,020	(15.2)
3. CAPITAL RECEIPTS	38,564	38,174	(-1.0)
Recoveries of Loans	6,005	5,666	(-5.6)
Market Borrowings	8,000	7,500	(-6.3)
External Assistance	3,984	3,510	(-11.9)
Deposit Scheme for Retiring			
Government servant	8,000	8,000	(...)
Special Deposits	8,004	7,763	(-3.0)
Others	4,571	5,735	(25.5)

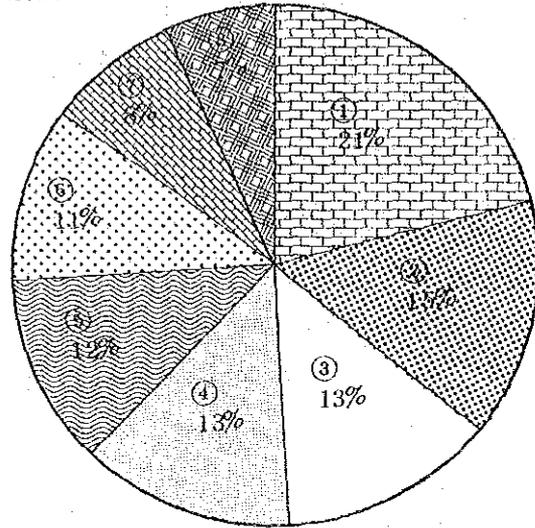
(歲出)	1990-91	1991-92	
	Revised Estimates	Budget	Estimates
REVENUE EXPENDITURE	106,717	113,422	(6.3)
1. NON-PLAN EXPENDITURE	76,761	79,697	(3.8)
Revenue Expenditure	60,946	64,315	(5.5)
Interest Payments	21,850	27,450	(25.6)
Defence Revenue Expenditure	11,012	11,139	(1.2)
Major Subsidies (Food, Fertilisers and Export)	9,550	7,824	(-18.1)
Debt Relief to Farmers	1,500	1,500	(...)
Police	1,581	1,758	(11.2)
Pensions	2,167	2,298	(6.0)
Others	13,286	12,346	(-7.1)
Capital Expenditure	15,815	15,382	(-2.7)
Defence Capital	4,738	5,211	(10.0)
Other Non-Plan Capital Outlay	1,227	1,176	(-0.1)
Loans to State and U.T. Governments	7,355	6,934	(-5.7)
Loans to Foreign Governments	1,238	1,214	(-1.9)
Others	1,257	847	(-32.6)
2. PLAN EXPENDITURE	29,956	33,725	(12.6)
Revenue Expenditure	14,020	17,068	(21.7)
Central Plan	8,737	10,620	(21.6)
Central assistance for State & Union Territory Plans	5,283	6,448	(22.1)
Capital Expenditure	15,936	16,657	(4.5)
Central Plan	8,857	8,395	(-5.2)
Central assistance for State & Union Territory Plans	7,079	8,262	(16.7)

歳入・歳出の内訳グラフ（州政府割当分も含んだ総合ベース）

（歳入）



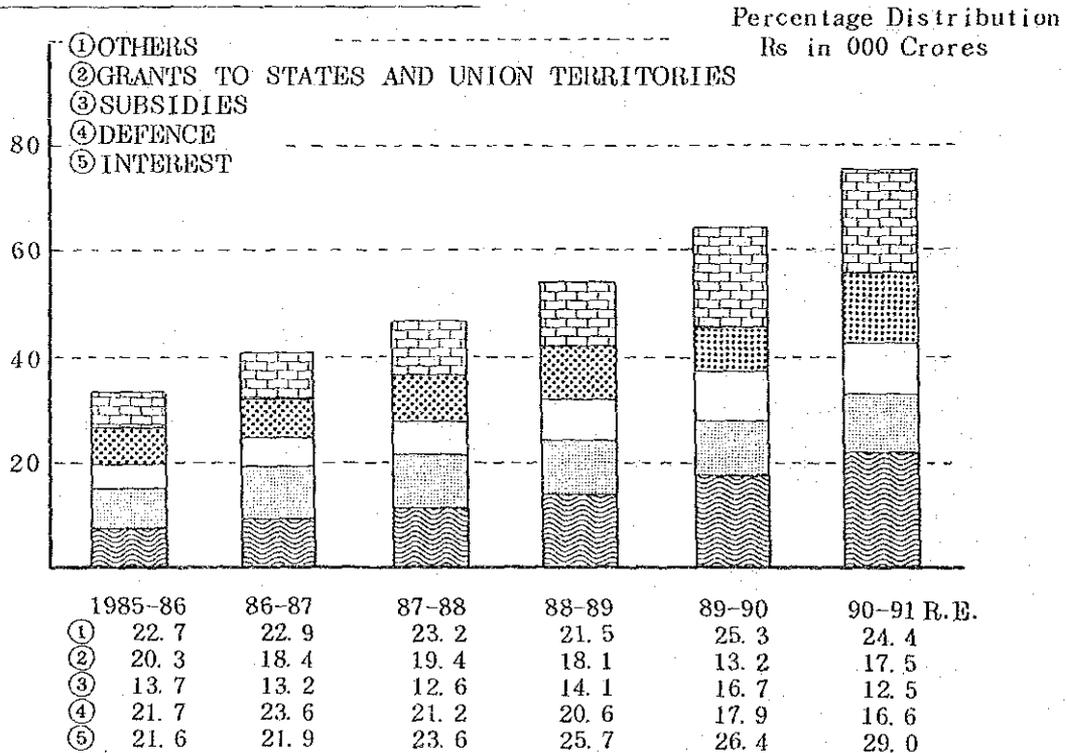
（歳出）



- ① Excise
- ② Customs
- ③ Internal borrowings
- ④ Non-tax revenue
- ⑤ Borrowings from Reserve Bank of India (91 days Treasury bills)
- ⑥ Other Capital Receipts
- ⑦ Corporation tax
- ⑧ Income tax
- ⑨ External borrowings
- ⑩ Other taxes

- ① Interest
- ② Central Plan
- ③ Defence
- ④ States share of Taxes & duties
- ⑤ Other Non-Plan Expenditure
- ⑥ State & UT Plan Assistance
- ⑦ Subsidies
- ⑧ Non-Plan Assistance to State & UT Govts

中央政府主要支出項目推移比較（過去6年間）



3. チャンドラ・シェカール政権提出暫定予算（本年3月）と

今回のラオ内閣（マンモハン・シン大蔵大臣）提出予算との主要相違点

チャンドラ・シェカール政権
提出暫定予算（本年3月）

ラオ内閣（マンモハン・シン大蔵大臣）
提出予算案（本年7月）

- | | |
|--|--|
| 1) 関税見直しは行わない。 | 150%以上の関税が賦課されている物品につき関税率の引き下げを行う。 |
| 2) 消費税の見直しは行わない。 | 奢侈品に対する10%までの消費税の引上げ。 |
| 3) 食料補助金の引下げ。
Rs 2,450crs → Rs 1,800crs | 食料補助金の引上げ。
Rs 2,450crs → Rs 2,600crs
(注)貧困層への食料配布システム改善の為の引上げであり、砂糖補助金を撤廃する(35億ルピーの支出削減)等、実際の補助金は削減しており、生産者への補助金引上げではない点注意を要す。 |
| 4) 予算赤字はRs 9,977crs。 | 予算赤字はRs 7,719crsで、財政赤字をGDPの6.5%以内に押えたことを明言。 |
| 5) 補助金の削減Rs 943crs。 | 大幅な補助金の削減Rs 2,000crs以上。 |
| 6) 新税の創設はなし。 | 金利収入に対する3%の税金賦課の復活。
(過去1974-78年及び1980-85年の2度存在) |
| 7) 国家財政補強の為の諸施策は特に無し。 | 外貨収入増や民間に眠っている資金(black money)及びNRI(NON-RESIDENT INDIANS) funds引出しのための諸施策を講じる。
例えば、特定銀行(National Housing Bank)への預金について、金利収入に対し一般より高率の税金を課す事を条件に、その資金の出所は問わない。
それによって得た財源で、スラムをきれいにすると共に、低所得者層への低価格住宅の提供を行う等、かなりドライな政策も施行していく。 |

4. 新予算案に関するマンモハン・シン大蔵大臣の質疑応答

7月29日付当地THE ECONOMIC TIMESに掲載された中から一部を抜粋、その概略をお伝え致します。

(質問)ルピーの切下げ、肥料価格の上昇、その他財政赤字削減の為にとられた政策によ

り、コスト・プッシュ・インフレの危険はないか。

(回答) その要素のあることは否定しませんが、我国の貿易依存度は、大雑把に言って輸出で6%、輸入で7-8%と低いことから、ルピーの切下げが必ずしもインフレに繋がるとは言えません。

緊縮財政のなかで、価格の上がるものもあれば下がるものも出て来ますし、多少のコスト・プッシュ・インフレは免れないかも知れませんが、それはコントロール可能だと考えます。

仮に、食料の政府買い付け価格を上げざるを得ないとしても、価格安定の為にするものであり、且つ、政府の買い付けるのは小麦や米の生産高の10%程度ですから、収穫さえ順調にいけば大幅な価格の上昇は避けられ、全体として、過去1年間よりインフレは押さえられると思います。

(質問) 法人税の大幅引上げを行なったが、これは投資と成長に影響を与えないか。

(回答) 企業は十分な利益を上げているにも拘らず、国庫にはそれに見合った収入が入ってきておりません。その辺の是正をしたままで、企業家のやる気を損なうとは思っておりません。尤も、今回の増税は緊急時での対策であり、この危機が乗り切れば税制の見直しを行い、インド経済が国際競争力を持てるように努力することは当然です。

(質問) ルピー切下げによる影響を相殺するくらいの関税引下げが行なわれるのではないかの期待があったが、そうしなかった理由。

(回答) 外貨危機の主因が財政不均衡にあるということに同意いただければ、早急かつ大幅な自由化ができないのはお分かり頂だけけると思います。

但し、方向付だけはしっかりしたつもりです。関税率150%以上のものの税率引下げ、資本財関税の85%から80%への引下げ等を行い、事情が許せば、どんだんこの方向でやって行くと言う事です。

(質問) IMFは今回の予算をどう評価すると思いますか。(注)

(回答) 重要なことは、インド国民自身が今回の予算をどう評価するかであって、我々が十分納得し、自信を持って行えばこの危機は乗り切れるであろうし、それが正に世界に対する我々のアピールに成り得るものだと思います。

(質問) 短期の資金繰りに関する見通しに付いて。

(回答) 資本流失の不安は取り除けたと思います。自信も回復して来ましたし、海外在住インド人の資金取り崩しも止まりました。海外の民間銀行も方向が見えてきたと思います。IMF及び世銀の全面的協力も得られています。特に、言っておきたいのは、この困難なときに日本が差し延べてくれた援助の手であり、日本国政府と同国民には心より感謝申し上げます。

(注) IMF専務理事(Mr. Michel Camdessus)の発言。

THE HINDUSTAN TIMES July 29, 1991

IMF Managing Director Michel Camdessus told Asian News international in Washington that "the IMF believes that India's budget and the economic reforms undertaken by the Government will make India a leading economic player on the global stage within a period of two years".

[コメント]

今回の予算は支出の削減に努める一方、増税による収入アップを計り、インフレを押しえつつ財政の立て直しを行う。その間にあって、ある程度の支出を覚悟の上で、弱者への建設的な配慮をも行う、と言ったものです。

この予算をもって、4%前後の実質経済成長率を達成する。これは、ここ10年間の平均実質経済成長率(5.3%)には及びませんが、2桁インフレを考慮すると、グロス・ベースではかなりの経済拡大が必要になり、当面する諸々の問題を考えますと、相当の自信があるか(又は、相当の楽観論者でない)この成長率推進役としての大蔵大臣のイスには止まれないかもしれませぬ。

支出面を見ますと、補助金(肥料・食料補助金、輸出奨励金)のカットを思い切って行いました。軍事費の4%アップは実質的な削減で、これから種々物議を醸し出すかもしれませんが、これには国民会議派総裁(首相)戦でラオ首相の対抗馬であった、政治手腕に長けているパワール氏を国防大臣に当て、防波堤は構築されています。

収入面では増税に踏み切り、直接税のアップ(法人税・金利収入税・減価償却率の引下)はシン蔵相の言(企業家のやる気は損なわない)にも拘らず、少なからず企業家の活動に影響を及ぼすものと思われます。一方、奢侈品に対する増税は、消費の担い手になってきている中間層に耐乏生活の要請と言う印象を与えると共に、高付加価値商品生産へのブレーキともなりかねず、これまた企業活動に歯止めを掛け兼ねませぬ。

関税に付いては、その方向性を示したとは言え、例えば資本財関税の5%程度の引下げでは入れる物(輸入品)が高ければ、出る物(輸出品)も高くならざるを得ず、その上品質等において国際競争力が伴っていないとなると、結果は自ずから明らかです。

インフレの危険は誰しもが認めるところで、灯油の値下げ等による大衆物資の価格抑制、流

通機構の改革等によりどれだけインフレが押さえられるか、若干時間を掛け見守らざるを得ません。

総体的に言って、余り選択の余地のない現状で、やらざるを得ぬものは多少の犠牲を払っても行い、出来ぬものは捨てるといった、現実的な予算案と言え、これの実現によりインド経済に明るさが見えてくるものと思われま

一般的に物事の進み具合の遅いインドにおいて、コンセンサス・マンと言われるラオ首相のもとでの政策立案、同推進の遅れを懸念していた人達にとって（大多数と思われま

すが）これほど短期間に、それも矢継ぎ早に新政策が打ち出されたことは、それだけで相当な評価に値すると言えま

しょう。願わくは、マンモハン・シン大蔵大臣が良好なモンスーンによる豊作に恵まれると共に、官民一体となった協力を得られ、新政策に邁進して行って欲しいものでありま

す。

 * 主要經濟指標推移 *
 * SELECTED ECONOMIC *
 * INDICATORS *

1. 卸売物価指数 (Wholesale Price Index, Base:1981/82=100, Monthly Average)

							% Variation (对前年同月)	
	<1989>	<1990>	<1991>	<89/90>	<90/91>			
Jan.	155.8	168.0	189.6	7.8	12.9	<1989>		
Feb.	155.9	168.8	191.6	8.3	13.5	JAN~MAR	156.1	
Mar.	156.6	170.1	191.7	8.6	12.7	APR~JUN	160.1	
Apr.	158.4	172.8	192.8	9.1	11.6	JUL~SEP	166.2	% Variation
May.	160.3	174.3	194.8	8.7	11.8	OCT~DEC	167.5	(对前年同期)
Jun.	161.6	176.9	195.3(P)	9.5	10.4(P)	<1990>		<89/90>
Jul.	163.6	179.3	198.9(P)	9.6	10.9(P)	JAN~MAR	169.0	8.3
Aug.	166.7	180.2		8.1		APR~JUN	174.7	9.1
Sep.	168.3	180.9		7.5		JUL~SEP	180.1	8.4
Oct.	168.3	183.3		8.9		OCT~DEC	185.0	10.4
Nov.	167.5	185.1		10.5		<1991>		<90/91>
Dec.	166.6	186.6		12.0		JAN~MAR	191.0	13.0
年間平均	162.5	177.2	(193.5)	9.1		APR~JUN	194.3(P)	11.2

(P) : Provisional (and subject to revision)

<Source:Office of the Economic Adviser, Ministry of Industry>

2. 消費者物価指数 (Consumer Price Index for Industrial Workers, Monthly Average)

% Variation (前年同月)							
	<1989>	<1990>	<1991>	<89/90>	<90/91>		
Jan.	165	174	202	5.5	16.1	<1989>	
Feb.	165	175	202	6.1	15.4	Jan~Mar 165	
Mar.	166	177	201	6.6	13.6	Apr~Jun 169	
Apr.	167	180	202	7.8	12.2	Jul~Sep 174	% Variation
May.	169	182	204	7.7	12.1	Oct~Dec 176	(前年同期)
Jun.	170	185	209	8.8	13.0	<1990>	<89/90>
Jul.	172	189		9.9		Jan~Mar 175	6.1
Aug.	174	190		9.2		Apr~Jun 182	7.7
Sep.	176	191		8.5		Jul~Sep 190	9.2
Oct.	176	195		10.8		Oct~Dec 197	11.9
Nov.	176	198		12.5		<1991>	<90/91>
Dec.	175	199		13.7		Jan~Mar 202	15.4
年間平均	171	186	(203)	8.9		Apr~Jun 205	12.6

Base : 1982=100. Source: Labour Bureau, Ministry of Labour

3. 鉱工業生産指数 (Index of Industrial Production, 1980/81=100, Monthly Average)

% Variation				% Variation							
	<1989>	<1990>	89/90	<1989>	<1990>	<1991>	89/90	90/91			
Apr.	177.5	197.2	11.1	Jan.	192.7	216.6	226.0	12.4	4.3		
May.	175.7	201.9	14.9	Feb.	186.3	207.6	222.7	11.4	7.3		
Jun.	181.4	204.5	12.7	Mar.	208.8	256.6	277.1	22.9	8.0		
Jul.	178.5	201.0	12.6	(年平均)	(188.4)	(216.6)	(15.0)		% Variation		
Aug.	181.3	200.3	10.5		<1988>	<1989>	<1990>	<1991>	88/89	89/90	90/91
Sep.	183.3	198.1	8.1	Jan.~Mar.	182.9	195.9	226.9	241.9	7.1	15.8	6.6
Oct.	186.0	200.3	7.7	Apr.~Jun.	174.1	178.2	201.2		2.4	12.9	
Nov.	198.4	201.9	1.8	Jul.~Sep.	170.2	181.0	199.8		6.3	10.4	
Dec.	211.4	223.4	5.7	Oct.~Dec.	183.3	198.6	208.5		8.3	5.0	

Source: Central Statistical Organization, Dept. of Statistics, Ministry of Industry

4. 輸出入・貿易収支 (External Trade, Rs. Crores, %)

	Exports	(増減率)	Imports	(増減率)	Trade Deficit	(増減率)
1985/86	10, 894. 59	(--)	19, 657. 69	(--)	8, 763. 10	(--)
1986/87	12, 451. 94	(14. 3)	20, 095. 76	(2. 2)	7, 643. 82	(-12. 8)
1987/88	15, 741. 23	(26. 4)	22, 398. 97	(11. 5)	6, 657. 74	(-12. 9)
1988/89	20, 301. 61	(29. 0)	28, 193. 65	(25. 9)	7, 892. 04	(18. 5)
1989/90	27, 681. 47	(36. 4)	35, 411. 88	(25. 6)	7, 730. 41	(-2. 0)
1990/91	32, 527. 28	(17. 5)	43, 170. 82	(21. 9)	10, 643. 54	(37. 7)
1991. Apr	2, 950. 00		2, 815. 00		135. 00	

(*)1990/91, 1991. APR = Provisional

Source: Directorate General of Commercial Intelligence and Statistics

Ministry of Commerce

5. 外貨準備 (Foreign Exchange Reserves, Rs. Crores, Excluding gold and SDRs)

(End of)					
Mar. 1981	4, 822. 1	Apr. 20, 1990	5, 495. 2	Jan. 18, 1991	1, 666
Mar. 1982	3, 354. 5	May. 18, 1990	4, 751. 1	Jan. 31, 1991	4, 719
Mar. 1983	4, 265. 3	Jun. 30, 1990	5, 288. 0	Feb. 28, 1991	4, 367
Mar. 1984	5, 497. 9	Jul. 31, 1990	5, 050. 1	Mar. 8, 1991	4, 366
Mar. 1985	6, 816. 8	Aug. 24, 1990	5, 404. 0	Mar. 27, 1991	4, 388
Mar. 1986	7, 384. 4	Sep. 28, 1990	4, 582. 0	Apr. 12, 1991	2, 894
Mar. 1987	7, 645. 2	Oct. 12, 1990	3, 835. 0	Apr. 30, 1991	2, 527
Mar. 1988	7, 287. 1	Nov. 16, 1990	3, 045. 1	May. 31, 1991	2, 677
Mar. 1989	6, 604. 6	Dec. 28, 1990	2, 152. 4	Jun. 7, 1991	2, 305
Mar. 1990	5, 922. 3			Jul. 26, 1991	3, 196

Source: Reserve Bank of India

6. ルピー相場（月末電信仲値）

	Yen per Rs.1 Rs per U. S. \$1		Yen per Rs.1 Rs per U. S. \$1		
Jan. 1989	8. 445	15. 1922	Jan. 1991	7. 000	18. 6267
Feb. 1989	8. 215	15. 3673	Feb. 1991	6. 875	19. 0753
Mar. 1989	8. 385	15. 6805	Mar. 1991	7. 030	19. 5317
Apr. 1989	8. 275	15. 8924	Apr. 1991	6. 725	20. 2690
May. 1989	8. 660	16. 3804	May. 1991	6. 540	20. 9429
Jun. 1989	8. 580	16. 5157	Jun. 1991	6. 500	21. 1589
Jul. 1989	8. 325	16. 5021	Jul. 1, 1991	5. 915	23. 1287
Aug. 1989	8. 600	16. 6810	Jul. 3, 1991	5. 305	25. 9831
Sep. 1989	8. 255	16. 7649	Jul. 31, 1991	5. 295	25. 8154
Oct. 1989	8. 365	16. 9067	Aug. 2, 1991	5. 265	25. 9326
Nov. 1989	8. 365	16. 9784	Aug. 9, 1991	5. 245	25. 7987
Dec. 1989	8. 355	17. 0363	Aug. 16, 1991	5. 225	26. 0169
年間平均	8. 402	16. 3248			
Jan. 1990	8. 403	17. 0363			
Feb. 1990	8. 639	17. 0799			
Mar. 1990	9. 074	17. 2270			
Apr. 1990	9. 084	17. 4069			
May. 1990	8. 679	17. 4069			
Jun. 1990	8. 669	17. 5212			
Jul. 1990	8. 414	17. 3841			
Aug. 1990	8. 174	17. 5212			
Sep. 1990	7. 564	18. 0785			
Oct. 1990	7. 079	18. 1123			
Nov. 1990	7. 270	18. 2234			
Dec. 1990	7. 435	18. 1864			
年間平均	8. 207	17. 5987			

Source: The Bank of Tokyo Ltd, New Delhi Office

(2) 工業立地政策（産業政策）

1947年の独立以来、インドの産業政策は、行政統制による国家主導型の計画経済に基づくものであった。しかし、1980年代に徐々に自由化が進められ、1991年においては、産業許可義務の大幅緩和などを内容とする画期的な新産業政策が発表されるに至る。

ここでは、工業立地政策を含む産業政策の推移について述べる。

(1) 産業統制政策の変遷

① 1948年 産業政策決議（Industrial Policy Resolution）

- 公共部門と民間部門の活動範囲を規定。
- 政府が直接管理下に置く公営企業を明示。

② 1951年 産業（開発・規制）法（通称IDR法、Industries < Development and Regulation > Act）

民間部門を対象にした許可制度の運用はこの法律をベースとする。従って、特定産業における一定規模以上の民間企業は、当法律に基づいて中央政府の許可制度のもとに置かれることになった。

また、産業開発に当たっては、IDR法をベースに以下のような法規制がなされた。

○ 1947、55年 資本発行統制法（Capital Issues Control Act）

証券（株式・社債）発行時の規制。

○ 1955年 重要物資法（Essential Commodities Act）

鉄鋼、石炭、肥料等の重要物資の価格、分配、供給等を統制。

○ 1956年 会社法（Companies Act）

○ 1969年 独占・制限的取引慣行法（通常MRTP法、Monopolies and Restrictive Trade Practices Act）

大企業・独占企業の行動規制。

○ 1973年 外国為替規制法（通常FERA法、Foreign Exchange Regulation Act）

外資系企業の規制。

③ 1956年 産業政策決議（Industrial Policy Resolution）

1948年産業政策決議の修正であり、その後の産業政策の骨格がこれにより確立された。社会主義国家の実現を目的として、基本的かつ戦略的重要性を持つ産業、公共性の高い産業、及び投資規模が大きく民間部門による進行が期待できない産業は、全て国家が運営する方針が打ち出された。また、民間部門の活動も国家が管理する方針が表明された。

同決議では、産業を下記の3部門に分類し、産業開発に占める公共部門と民間部門の役

割を決定した。これは、その後のインドにおける産業発展に大きな影響を及ぼした。

A：新事業着手について国家が排他的責任を負う産業部門。

(例) 鉄道・航空、武器、弾薬、原子力、鋳鉄鍛造、重機械、電気設備、重要鉱物採掘、造船、電話機・電話被覆線、電信・無線装置、発電・配電等

B：国家が新事業に参加していくが、民間部門もまた独力もしくは国家の参加を得て参入する機会を持つ産業部門。

(例) 非鉄金属、工作機械、肥料、合成ゴム、薬品・塗料、プラスチック等

C：以上を除く全ての産業部門は、国家による投資・生産のもとで民間企業に任される。

このような産業政策のもとで出発した工業化は、第2次5か年計画(1956～61年)以降急速に進展した。その主導的役割を果たしたのは、上記Aの産業部門に規定された重化学工業であった。実際、第2次、第3次計画期を通じて鉄鋼業を中心とした公共部門の拡大には目覚ましいものがあった。しかし、このような政策が、国際競争力のない製品を保護する産業構造を生み出し、その後の経済停滞の原因をつくることになった。

輸入代替産業では、国産化や外貨の節約が重要な政策目標であり、国内生産コストと輸入品価格との比較や品質の問題を検討することなく保護されたため、インドが比較優位を持たない製品の生産まで行われた。その結果、国内市場でしか通用しない高コストの産業構造ができあがった。

さらに、産業許可制度は、より効果的な新規参入を排除し、高コストの生産者を単に先発企業であることで保護する結果となった。

(2) 自由化の進行

以上のような状況からの脱却を図るべく、1970年代以降、自由化を進めるための以下の政策がとられた。

① 1973年 産業政策・政府決定 (Industrial Policy Government Decisions)

インド産業国有化の転機をなす決定といわれ、財閥系企業及び外資系企業の活動範囲を拡大、前記の1956年産業政策決議のAとBの産業部門における財閥系企業及び外資系企業の積極的活動を認めた。

② 1980年 産業政策声明 (Industrial Policy Statement)

インディラ・ガンジー政権のもとで、これまで産業活動を大きく規制してきた産業許可制度の対象削減などの措置がとられた。しかし一方で、小規模企業の保護、国営企業の

振興など、これまでの産業政策理念や外貨節約のための輸入代替が依然として本流であり続けた。

③ 1980年代後半以降の自由化政策

1980年代後半の産業政策は、IMF勧告に基づいた貿易の自由化とともに、経済の自由化がますます進んだ。

ラジブ・ガンジー政権では、行政手続の思い切った簡素化や、公共部門の役割を縮小し、民間部門の役割を拡大することによる自由な経済成長の実現をねらった。1989年発足のV・P・シン政権は、ラジブ・ガンジー前政権の自由化政策を推進し、その後のチャンドラ・シェカール政権も、許可取得手続の自由化、行政手続の簡素化を継続実施した。

しかし、インド経済は、このような自由化政策をもってしても、財政赤字、対外債務の累積、国際収支の赤字など深刻な問題を依然として克服するに至らなかった。経済危機の最大原因としては、対外借款への依存の高まりを警戒する意識に加え、低収益性から容易に脱却できない公共部門に大きく依存した産業構造が指摘されている。

(3) 「1991年 新産業政策」

1991年に就任したナラシマ・ラオ首相は、就任直後の6月21日、ラジオ・テレビを通じて演説を行い、外貨不足やインフレなどインドが深刻な経済危機に直面していることを述べ、IMFなどの協力のもと、危機克服に最優先で取り組む意思を表明した。特に、「外国からの投資の促進や国営企業の民営化など経済の自由化を推進する」ことを強調した。

同政権は、この直後の7月24日に、画期的な新産業政策（New Industrial Policy）を発表した。これは、同政権によるルピーの大幅切下げ、貿易自由化措置に続く経済開放の第3弾である。

この政策のポイントは、

- ① 多数の義務的産業許可制度の大幅削減。
- ② インドへの外国資本投資の促進。（特定34業種について、現状40%が上限の出資比率を51%まで認める。）
- ③ 外国工業技術提携の自動許可。（技術移転については1000万ルピーまでは自動認可。）
- ④ 公共部門が担う産業の見直し。
- ⑤ MRTP法の改正。（MRTP法は、国内マーケット・シェア25%を超える場合のみ適用される。）

等である。

以下、新産業政策の概要について記す。

A. 産業許可政策 (Industrial Licencing Policy)

① 防衛・戦略上、社会政策上必要な分野、有害な化学品、環境保護政策上必要な分野、及び贅沢品等に関する産業（石炭、石油、砂糖、巻き煙草、自動車、薬品等、別表2に記載の18の産業）を除き、産業許可の取得は不要とする。ただし、小規模工業保護政策は存続する。

② 防衛・戦略関連産業（武器、弾薬、原子エネルギー、鉱油、鉄道輸送、石炭、鉱物等、別表1に記載）は、公共部門に留保する。

③ 資本財の輸入に必要な外貨が、外国株を通じて賄われる場合には自動通関が適用される。

また、実施は外貨持ち高が改善される見通しの1992年4月からとなり、この自動認可は輸入される資本財のCIF価格が工場の設備及び機械の総額の25%未満でかつ2000万ルピーを超えない場合に与えられる。

④ 人口100万人未満の都市に立地する場合は、産業許可取得が義務づけられている産業部門を除き、中央政府の（立地）許可（industrial approvals）取得は不要とする。

人口100万人を超える都市では、電子、コンピュータ・ソフトウェア、印刷業等の非公害産業以外の立地場所は、指定産業地域を除き、その周辺部から25km以上離れていなければならない。

ただし、産業の再生が必要な都市については、人口100万人以上であっても柔軟な立地政策が適用される。

産業立地を規制するための土地利用規制と環境規制は継続する。

農村・後進地域への産業分散を進め、産業の都市部集中を抑えるため、インセンティブの付与やインフラ整備のための投資計画策定を進める。

⑤ 従来個別に指示されている段階的生産計画の制度は、新規事業には適用されない。既に段階的生産計画に基づき生産活動を行っている企業は、以後も当該計画に規制される。

⑥ 追加投資を伴わない限り、既存の企業はその生産品目を自由に拡大できる。

⑦ 産業許可の免除は、既存企業の事業拡大についても適用される。

⑧ 新規事業に対する金融機関からの長期資金借入れに義務づけられていた同機関への一定割合の株式割り当ては、以後行わなくてよい。

⑨ 全ての登録制度を廃止する。

⑩ 事業者は、新規事業及び事業拡大に関する報告を行うのみでよい。

B. 外国からの投資 (Foreign Investment)

① 優先度の高い産業に対する外国からの直接投資について、51%までの資本参加を認め、いかなる規制も設けない。

- ② 部品、原材料及び中間材の輸入、及びノウハウ料とロイヤルティは他の国内企業同様現行規定が適用され、配当金の対外支払いについては、一定期間の輸出代金回収額の範囲内におさまっているか、インド中央銀行の監督を受ける。
- ③ 上記①に適合しない51%の資本参加を含め、他の外国資本参加については、従来同様事前許可を必要とする。ただし、その際必ずしも技術提携を伴う必要はない。
- ④ 国際市場へ参入するため、輸出を主たる業務とする商社にも51%まで資本参加を認める。
- ⑤ 国際企業との交渉窓口となり、特定分野への直接外国投資を認可するための特別に権限を与えられた委員会を設置する。

これは投資を誘発するためのものであり、投資を促進することにより先端技術を導入、国際市場におけるシェア拡大を目指す。

C. 外国との技術提携 (Foreign Technology Agreements)

- ① 最優先産業(別表3)が外国企業と締結しようとする技術契約に関して、下記のロイヤルティ支払い条件の範囲内において、その締結を自動許可とする。

1回の支払総額……………1000万ルピーまで

販売種類別上限……………国内販売額の5%、輸出額の8%まで。

ただし、契約締結から10年又は生産開始から7年とし、その間の支払総額が総販売額の8%を超えないこと。

- ② 別表3以外の業種についても、他に外貨支払いが一切生じない限り、上記①のロイヤルティ支払い条件に合致していれば、外国企業との技術契約締結は自動認可される。
- ③ 上記以外の場合には、現行規定に従い、特別許可を必要とする。
- ④ 外国人技術者の雇用あるいはインド国内で開発された技術の外国企業による検査には許可は不要とする。

支払いは、インド中央銀行規定による一般証券類及び外貨で行うことができる。

D. 公共部門 (Public Sector)

- ① 公共部門の投資対象については、戦略上必要なものや、ハイテク、必要不可欠なインフラ整備等を中心に再検討を行う。公共部門に留保する産業は残るが、それらについても順次民間に開放し、同様に公営企業にも従来の割当て業種以外への進出を可能とする。
- ② 慢性的経営不振に陥っており、業績回復が期待できない公企業に対しては、その立て直しのために産業・財政復興委員会 (Board for Industrial and Financial Reconstruction) 又はこの目的のために設置される同様の機関に委託する。このような復興政策に影響を受ける労働者の利益を保護するために社会保障制度を設ける。

- ③ 資金力の引上げと一般大衆の参加の促進のため、政府保有公営企業株式の一部放出を、投資信託会社、金融機関、一般市民・労働者に対して行う。
- ④ 公営企業の役員会は、より多くの専門家により構成されるとともに、従来以上の権限が付与される。
- ⑤ 公営企業には協定書という形で業績の向上を指示するとともに、経営者には従来以上の裁量権を認め、かつ責任も持たせる。そのために政府側の専門性も高め、協定書の制定とその履行の実行性を高める。
- ⑥ 公営企業事業活動の十分な審議のため、政府と公営企業との間で取り交わされた協定書は、国会に提出される。これにより、公営企業の主要経営問題を取り上げる一方、適切な将来展望に立った経営が日常的に行われているかも検討する。

E. 独占・制限的取引慣行法 (MRTP Act)

- ① 独占・制限的取引慣行を持つ企業と支配的企業に関する総資産規制を撤廃するため MRTP 法を改正する。これにより、一定の条件下においては、新会社の設立、既存企業の拡張、合同、合併、吸収、及び役員任命に際し、中央政府の事前許可は不要にする。
- ② 今後は、独占的、制限的及び不平等取引慣行の管理・監督と規制が本法の主眼となる。新たに権限を付与された MRTP 委員会が、独自に又は消費者から寄せられた苦情をもとに、独占的、制限的及び不平等取引慣行の調査を行う。
- ③ 上記に関し必要とされる MRTP 法の抜本的改正を行い、MRTP 委員会には、罰則・賠償決定の権限を与える。

産業許可を義務づけられる産業 (別表)

以上の内容を持つ新産業政策であるが、この政策発表の直接の引き金となったのは、前述したとおり、インドの深刻な経済危機である。

ラオ政権成立直後、政府は IMF に対し、向こう 3 年間分に総額 7.0 億ドルあまりの融資を要請した。IMF は、インドに調査団を派遣し、融資の条件として、輸出促進につながるルピー平価の切下げ、インフレの抑制、国営企業の民営化、外為管理法の規制緩和などを提示したといわれる。一連の経済改革は、この条件を満たすためのものとも考えられる。ただし、インド政府は、改革は自発的なものとしている。いずれにせよ、インド経済が、抜き差しならない事態に至っていることは事実である。

新産業政策に対する経済界の反応は、これまでの社会主義政策のもと保護主義的な施策を当然と受け止めてきた企業の中には、冷たい風にさらされるのを恐れて反発するものもある

が、全体的に見れば好意的とのことである。

インド政府、特に高官は、インドの現状に非常に危機意識を鮮明にしており、新産業政策がインドの不可逆な方向性を示していると語っているが、この意識が長期にわたる国家統制経済に慣れ切った巨大な官僚組織の末端にまで、どれだけ周知徹底できるかが重要なポイントとなるであろう。

(3) 既存団地インフラ状況

インドは、日本からの投資に大きな期待を抱いているが、日本の対インド投資への関心は近年むしろ低下している。1989年の日本の投資許可は11件、8780万ルピーであったが、90年には9件、5001万ルピーと減少し、1件当たりの規模も小型化している。

日本の対インド投資減退の原因には、外貨規制の厳しき、許可手続きの煩雑さ、現地でパートナーや部品・原材料の調達先を見つけることの困難さ、外国人駐在員の派遣に対する規制などがあげられている。

1991年の新産業政策により、これらの問題点のいくつかは改善される可能性があるが、このようなソフト面のインフラ整備に合わせて、ハード面のインフラである工業団地の整備状況にも様々な問題がある。

インド側は、10か所のサイトをインダストリアル・モデル・タウン候補地として提示しているが、今回我々が視察したのは、デリー近郊のグルガオンとノイダの2ヶ所である。

ここでは、この2ヶ所の団地のインフラとEPZ（輸出加工区）について述べることににより、既存団地のインフラ整備状況の問題点を指摘したい。

(1) グルガオン (Gurgaon)

人口約10万人。デリーから37km、車で約30分。9産業に産業許可を発行済み。ハリアナ州政府による当地区の開発総面積は1535ha。マルチ・ウドヨグ (Maruti Udyog Limited、スズキ自動車とインド政府の合弁会社) が立地している。

- ①道 路 国道8号線。団地周辺部に未整備部分あり。
- ②鉄 道 Metregauge 線 (デリー～アーメダバッド間)。
- ③空 港 デリー空港。
- ④港 湾 なし。
- ⑤通 信 4096回線 (90年)。情報通信網は不備。最近国際線が若干改善。
ファックスは2～3年前から普及。
- ⑥電 力 不備。アクシデンタルな停電が多い。各工場に自家発電設備が必要。
- ⑦上 水 道 1.4 M. G. D. (87年)。工業用水なし。井戸必要。

特に、電力は大きなネックとなっている。インド側は、ほとんど停電することはないとしているが、投資側にしてみれば、ほんの一瞬の停電でも、コンピュータなどの大きな影響が出るので大問題なのである。

また、公害規制に関しても、水質については日本並みに厳しいものが求められとのことであるが、大気汚染に関しては、相当にルーズである。

このように、投資側とインド側との間で、インフラに関する認識に大きなギャップが存在することがインフラ整備を進めるにあたっての障害であるともいえる。

⑧社会基盤 病院3(150床)。カレッジ2。初中等教育機関発達。銀行等の公共機関は利用可能。

(2) グレイトー・ノイダ (Greater Noida)

デリーから30km。既存のノイダ工業団地を拡大。第1～2期開発計画(1991年～2011年)では、あわせて85万人の移住と1.1万エーカーの開発が予定されている。1991年1月に、グレイトー・ノイダ産業庁 (Greater Noida Industrial Authority) が発足している。また、ウッター・プラデシュ州の協力により複数の工場が稼働を開始している。

①道路 国道1号、24号。

②鉄道 Northern線(デリー～カルカッタ間)。

③空港 デリー空港まで45km。

④港湾 なし。

⑤通信 200回線。1992年に1000回線に増加予定。

⑥電力 132KV P/S。

⑦上水道 飲料水供給(62500キロリットル)計画中。

⑧社会基盤 1993年度までに30床の国立病院建設予定。商業地区建設予定。カレッジ建設予定あり。

(3) EPZ (Export Processing Zone)

インドにおいて、インフラ整備が相対的に進んでいるものとしてEPZがあげられる。例えば、節電のための計画停電はEPZに対しては一切行われないうえ、送電線が別に配線されている。給水、排水についても特別措置がとられている。その他、倉庫、銀行、郵便局、保険会社、運送業者などがEPZ内に設置されており大変便利なうえ、届出・申請等対官庁手続きを管理事務所が一括受理するので、インドで起こりがちな煩雑な手続きに悩まされることも少なくなる。

このようなEPZは、現在インド国内に6ヶ所あり、前述したノイダの一部もこれに該当する。(さらに1ヶ所が計画中である。)

以上の2ヶ所のサイト及びEPZは、インドの工業団地の中ではインフラ整備が進んでいるものといえる。しかし、投資側の国際的なスタンダードに照らし合わせるならば、相当に不十分なものである。(EPZは若干良いが。)他の地域については、推して知るべしである。

(別紙 1)

PROPOSED LIST OF INDUSTRIES TO BE RESERVED FOR THE PUBLIC SECTOR

1. Arms and ammunition and allied items of defence equipment, Defence aircraft and warships.
2. Atomic Energy.
3. Coal and lignite.
4. Mineral oils.
5. Mining of iron ore, manganese ore, chrome ore, gypsum, sulphur, gold and diamond.
6. Mining of copper lead, zinc, tin, Molybdenum and wolfram.
7. Minerals specified in the Schedule to the Atomic Energy (Control of Production and Use) Order, 1953.
8. Railway transport.

(別紙 2)

LIST OF INDUSTRIES IN RESPECT OF WHICH INDUSTRIAL LICENSING WILL BE COMPULSORY

1. Coal and Lignite.
2. Petroleum (other than crude) and its distillation products.
3. Distillation and brewing of alcoholic drinks.
4. Sugar.
5. Animal fats and oils.
6. Cigars and cigarettes of tobacco and manufactured tobacco substitutes.
7. Asbestos and asbestos-based products.
8. Plywood, decorative veneers, and other wood based products such as particle board, medium density fibre board, block board.
9. Raw hides and skins, leather, chamois leather and patent leather.
10. Tanned or dressed furskins.
11. Motor cars.
12. Paper and Newsprint except bagasse-based units.
13. Electronic aerospace and defence equipment; All types.
14. Industrial explosives, including detonating fuse, safety fuse, gun powder, nitrocellulose and matches.
15. Hazardous chemicals.
16. Drugs and Pharmaceuticals (according to Drug Policy).

17. Entertainment Electronics (VCRs, Colour TVs, C.D. players, Tape Recorders).
18. White Goods (Domestic Refrigerators, Domestic Dishwashing machines, Programmable Domestic Washing Machines, Microwave ovens, Airconditioners).

Note: The compulsory licensing provisions would not apply in respect of the small-scale units taking up the manufacture of any of the above items reserved for exclusive manufacture in small-scale sector.

(別紙 3)

LIST OF INDUSTRIES FOR AUTOMATIC APPROVAL
OF FOREIGN TECHNOLOGY AGREEMENTS AND
FOR 51% FOREIGN EQUITY APPROVALS

1. Metallurgical Industries.

- (i) Ferro alloys.
- (ii) Castings and forgings.
- (iii) Non-ferrous metals and their alloys.
- (iv) Sponge iron and pelletisation.
- (v) Large diameter steel welded pipes of over 300 mm diameter and stainless steel pipes.
- (vi) Pig iron.

2. Boilers and Steam Generating Plants.

3. Prime Movers (other than electrical generators).

- (i) Industrial turbines.
- (ii) Internal combustion engines.
- (iii) Alternate energy system like solar wind etc, and equipment therefor.
- (iv) Gas|hydro|steam turbines upto 60 MW.

4. Electrical Equipment

- (i) Equipment for transmission and distribution of electricity including power and distribution transformers, power relays, HT-switch gear synchronous condensers.

- (ii) Electrical motors.
- (iii) Electrical furnaces, industrial furnaces and induction heating equipment.
- (iv) X-ray equipment.
- (v) Electronic equipment, components including subscribers' and telecommunication equipments.
- (vi) Component wires for manufacture of lead-in wires.
- (vii) Hydro-steam|gas generators|generating sets upto 60 MW.
- (viii) Generating sets and pumping sets based on internal combustion engines.
- (ix) Jelly-filled telecommunication cables.
- (x) Optic fibre.
- (vi) Energy efficient lamps and
- (vii) Midget carbon electrodes.

5. Transportation

- (i) Mechanised sailing vessels upto 10,000 DWT including fishing trawlers.
- (ii) Ship ancillaries.
- (iii) (a) Commercial vehicles, public transport vehicles including automotive commercial three wheeler jeep type vehicles, industrial locomotives.
- (b) Automotive two wheelers and three wheelers.
- (c) Automotive components|spare and ancillaries.
- (iv) Shock absorbers for railway equipment and
- (v) Brake system for railway stock and locomotives.

6. **Industrial Machinery**
 - (i) Industrial machinery and equipment.
7. (i) Machine tools and industrial robots and their controls and accessories
- (ii) Jigs, fixtures, tools and dies of specialised types and cross land tooling, and
- (iii) Engineering production aids such as cutting and forming tools, patterns and dies and tools.
8. **Agricultural Machinery**
 - (i) Tractors.
 - (ii) Self-propelled Harvester Combines.
 - (iii) Rice transplanters.
9. **Earth Moving Machinery**
 - (i) Earth moving machinery and construction machinery and components thereof.
10. **Industrial Instruments**
 - (i) Indicating, recording and regulating devices for pressure, temperature, rate of flow, weights levels and the like.
11. **Scientific and Electromedical Instruments and Laboratory Equipment.**
12. **Nitrogenous & Phosphatic Fertilizers falling under**
 - (i) Inorganic fertilizers under '18-Fertilizers' in the First Schedule to IDR Act, 1951.
13. **Chemicals (other than fertilizers).**
 - (i) Heavy organic chemicals including petrochemicals.

20. **High Technology Reproduction and Multiplication Equipment.**
21. **Carbon and Carbon Products.**
 - (i) Graphite electrodes and anodes.
 - (ii) Impervious graphite blocks and sheets.
22. **Pretensioned High Pressure RCC Pipes.**
23. **Rubber Machinery.**
24. **Printing Machinery.**
 - (i) Web-fed high speed off-set rotary printing machine having output of 30,000 or more impressions per hour.
 - (ii) Photo composing|type setting machines.
 - (iii) Multi-colour sheet-fed off-set printing machines of sizes of 18"x25" and above.
 - (iv) High speed rotograture printing machines having output of 30,000 or more impressions per hour.
25. **Welding Electrodes other than those for Welding Mild Steel.**
26. **Industrial Synthetic Diamonds.**
27. (i) Photosynthesis improvers.
 - (ii) Genetically modified free living symbiotics nitrogen fixer.
 - (iii) Pheromones.
 - (iv) Bio-insecticides.
28. **Extraction and Upgrading of Minor Oils.**
29. **Pre-fabricated Building Material.**
30. **Soya Products.**
 - (i) Soya texture proteins.

(4) 技術協力要請案件の概要と評価

1. インド・・・モデル工業団地 (I M T ; Industrial Model Town) P / S

1) 案件概要

<経緯>

・ I M T 構想は、日印調査委員会（日印間の協力に係る諸問題を長期的視点から、研究・討議する民間ベースの組織。概要 別紙）において、民間資金による経済交流が小さな日印関係の改善を図るため、日本側が提案した構想であり、インドの投資環境改善のネタとし、日本の対インド投資拡大の呼び水の役割をも担わせようというもの。

・ 本年8月、インド政府より、I M T のフィージビリティ調査協力が正式要請された。

（担当官庁は工業省）

・ 日印経済委員会からも協力要請あり。

<目的>

外資系企業の投資の導入と技術移転を目的とした、外国企業にとって魅力的なモデル工業団地建設についてのフィージビリティ調査。

<要請における I M T 概要>

サイト・・・デリー、ボンベイ、ゴアの近接地の2～3の候補地点から絞り込み。
（暫定候補地点として10地点を検討中。うち、デリー近郊 3、ボンベイ、ゴア近郊 各1）

面積・・・工業地区 200ha 商業地区、住宅地区を含む総面積 400～500ha

機能・・・基礎的インフラ、オフィス、研修施設、生活関連施設、レクリエーション施設、国際展示場等が整備。大都市、空港、港へのアクセスが容易。

<調査項目>

フェーズ1・・・現在の投資環境等の分析
ハイテク産業の現状
候補地点の分析と選定
外資系企業の投資インセンティブのあり方 等

フェーズ2・・・具体的なモデル工業団地計画（ハード、ソフト共）の策定
投資需要分析
財務分析、経済性評価
環境影響評価 等

1991年 9月12日

日印調査委員会委員名簿

日本委員会 (The Japan Committee) 委員 (1991年 9月現在)

委員長	野田英二郎	前駐インド大使
委員	中根千枝	東京大学名誉教授/民族学振興会理事長
委員	小田稔	理化学研究所 理事長
委員	高橋正治	三井物産 専務取締役
委員	堀田康司	三菱商事 常務取締役
委員	加野英資	日本興業銀行 常務取締役 調査本部長
委員	吉沢健治	東京銀行 副頭取
委員	山内利男	大倉商事 常任顧問

(事務局長 清好延) (元三菱商事)

インド委員会 (The India Committee) 委員 (1991年 4月現在)

Dr. Singhの蔵相就任に伴い、ChairmanはPlanning Commission Member である Dr. V. Krishnamurthyに交代した。メンバーも近々変更の予定である。

Chairman	Dr. Manmohan Singh	Finance Minister
Member	Prof. C. N. R. Rao	Director, Indian Institute of Science, Bangalore
Member	Mr. Mantosh Sondhi	Chairman, Ashok Leyland Ltd., New Delhi
Member	Mr. Viren Shah	Chairman & Managing Director, Mukund Steel, Bombay
Member	Mr. Y. L. Agrawal	Chairman & Managing Director, Telecommunication Consultants India Ltd. New Delhi
Member	Mr. Muchkund Dubey	Secretary, Ministry of External Affairs, New Delhi
Member	Prof. Deepak Nayyar	Jawaharlal Nehru University, New Delhi
(Member-Secretary	Mr. M. C. Gupta)	(Advisor [Industry and Minerals], Planning Commission; New Delhi)

以 上

日印調査委員会について

平成3年4月1日

南西アジア課

日印調査委員会は、日本側一中山伊知郎博士、永野重雄氏、松本重治氏、インド側一デシュムク博士（デリー大学学長）、マハラピノス博士（インド統計研究所長）、バラト・ラーム氏（デリー・コットン・ミル社長）を夫々委員とし、日印間の長期経済計画、日印間の経済協力及び通商問題を民間ベースで長期的視野から学究的に研究する目的をもって発足した（日本委員会一昭和33年発足、インド委員会一昭和36年発足）日印三人委員会をその前身とする。

昭和37年5月、閣議において小坂外相（当時）が、外務省としては右委員会に対し経企庁とともに応分の後援をする旨発言するとともに、関係省庁の協力を要請し、右委員会を政府が後援することにつき閣議口頭了解が行われ、昭和38年1月にデリーにおいて第一回日印合同会議が開催された。

その後、昭和50年の日本委員会改組を契機にその名称を日印調査委員会とし、また、委員会の目的も、経済分野のみならず広く政治、文化の分野も含めて日印間の協力の諸問題を長期的視点から互いに研究するものとされた。

今日まで19回の合同会議を開催し、継続的に両国委員間での意見交換を行っており、また、同委員会の活動として、インドの政治、経済、社会、国際関係を定期的に取り纏めた「インド季報」の発行、インド問題研究会の開催等を行っている。

2) 評 価

本案件は、以下の観点から、調査実施の方向で検討を続けて行くのに適当な案件であると考えられる。

① 大きな変革期にあるインドに対しての強力な支援となりうる。

社会主義経済の世界的衰退、湾岸危機等による経済問題の深刻化、外貨準備高の大幅な減少、これを支えるIMFからのコンディショナリティ等を背景に、本年7月にインド政府は、産業ライセンス取得義務の大幅緩和や外貨比率を51%まで認める等インドとしては画期的ともいえる新産業政策を発表。現在、マンモハン・シン蔵相(政治家ではなく経済専門家 元日印調査委員会印側委員長)を中心に、関係省庁の幹部がこの新産業政策等をたとえ痛みを伴っても不退転の決意で実行し、開放経済化、外資の積極的な導入による経済活性化、雇用創出等を図ろうとする積極的な動きが強く感じられた。すでに、こうした動きを受け、欧米企業の活動が活発化している。

本件は、こうした新産業政策を推進するための重要な具体的事業として、蔵相自らが中心となって検討している案件となっており、我が国の早急な協力着手への強い期待が寄せられた。さらに、我が国の産業政策や立地政策に対しても強い関心が示され、こうした政策面に関する情報入手やセミナー開催等が合わせて要請された。

まさに今動きつつあるアジアの大国インドの開放経済化を日本の知見・経験を踏まえて支援することは、両国間の関係強化のためにも、また、アジアの経済発展のためにも非常に有意義なことと考えられる。すでにこうした観点からは、HMTリストラクチャリングの開発調査を行っているところであるが、本件の協力についても、これら動きを強力に支援しうる可能性が高く、積極的な検討が必要である。

なお、政情との関係であるが、現地大使館によれば、インドの野党も資金面等との関係から現時点ですぐ選挙を行える状況でなく、特に、新産業政策については、共産党を除く全野党も賛意を示していることから、こうした流れは今後も継続していくものと見込まれるとのことであった。

② インド側の日本への対応が大きく変化しつつある。

本年行った緊急援助に対する我が国への感謝、開放経済化の困難性解決に対する我が国の有する知見への関心、東南アジアを中心として積極投資を行っている日系企業への期待等を背景に、現地大使館やJICA事務所も驚くほど、我が国に対するインド側高官の姿勢が大きく変化しつつある。例えば、本調査団への対応についても、

- ・我が国の緊急援助に対し深い謝意が我々に対しても繰り返し述べられた。

(従来は、援助に対する大使館等への感謝の声すらなかなか聞けなかった。)

- ・新産業政策の日本へのプロモーションの弱さを指摘したところ、すぐさま日本語訳の作成等を行う旨の発言がなされた。

(従来は、日本人が英語を勉強すべきとの態度。)

- ・調査団の本件に対する厳しい指摘に、本件に対する調査団がもうこないのではないかと心配し、次回調査団の日程を再三気にしていた。

(従来は、このような場合、来たくなければ来なくてよいとの態度が多かった。)

- ・外資に対するインド側の対応のまずさを強く指摘したところ、不愉快な顔はしたものの特段の反論もなく、これを認めていた。

(従来は、このような場合、自分の非は認めず、必ず、こじつけの反論や建前の議論が行われた。)

- ・役所の幹部が我が国の産業政策を教えて欲しいと強く要望した。

(従来は、産業政策も含め、自分でできるとの姿勢。)

等、従来とは相当異なるとの評価が現地大使館、JICA事務所側からもあった。

特に注目すべきなのは、日本への従来への期待は資金協力が中心で、一部の分野を除き技術協力への要望が少なかったインドにおいて、技術協力へのシフトが明らかに見られつつあることであり、本件についても、少なくとも本調査団に対しては資金協力とリンクした期待は一度も表明されず、調査結果そのものとこれに伴うノウハウ移転への期待が強く述べられた(本件とは関係はないが、近年は、従来不要と言っていた青年協力隊への関心も高まっているらしい。)

こうした変化を踏まえ、日本への期待が高まっている今を逃すことなく、本件を含め我が国が積極的な技術協力を検討することは、両国間の関係強化のためにも重要である。さらに本件については、こうした変化が本物であるかどうかを捉え、ややもすれば悪い評判が多いインドに対する正確な再評価を行いうるという点でも、意義深いものと考えられる。

③ インド側もある程度正しい現状認識を有しており、本件に対する対応も柔軟である。

日本企業にとって、インドでの輸出加工区は、基本的にそれほど魅力のあるものにはならないと考えられる。何故ならば、労働力を見ても周辺国の方がさらに安くかつ使い易いし、新産業政策下であっても投資インセンティブは周辺国の方が魅力的であること等から、単なる輸出加工区であれば、一般的には周辺国に立地した方が有利だからである。現に、インドにはすでに7つの輸出加工区があるが、インフラの整備もありうまくいっていないとのことである。むしろインド立地の魅力は、国内の巨大な市場と一応の民間資本の蓄積にあり、従って、内需をターゲットとした外資導入をも考えることが不可欠といえる。むしろ、スリランカ等では、今後の重要な輸出市場の一つとして市場開放をしつつあるインド市場に注目しており、インド市場をターゲットとした外資導入も輸出加工区等により促進しようとしている。

本調査団の当初の心配は、こうした状況にも関わらず、インド側が外貨不足解消と国内産業保護の観点からIMTを輸出促進のための構想と認識していないかということであっ

た。さらに、ハイテク産業への固執やインフラ整備への過信(誤解)がないか、自分たちの問題点を把握せず、投資が少ない日系企業へのいわれのない批判が出るのではないかと不安もあった。

しかしながら実際に協議を行ったところ、インド側は、こうした自分たちの現状をある程度理解している模様であり、外資にとっての魅力が内需にあることを認め、特に輸出産業にこだわらないとの姿勢であったし、ハイテク産業にこだわることもなかった。建前的な議論はほとんどなく、むしろ、外資、特に東南アジアに積極的な投資を行っている日本企業をどうしたら引き付けられるかをとにかく率直に知りたい、そのための提言についてはインド側で積極的に推進していきたいとの発言が繰り返されたのである。

むろん、一方で外貨不足への配慮が重要であり、外資についてもできる限り外貨バランスが保てるよう努力して欲しいとの発言はあったが、これは、インドの現状からすればやむを得ない話であり、本件調査を行うにあたっての重要かつ難しい留意点であるとも言える。

いずれにせよ、インド側のこうした改革への姿勢や柔軟かつ率直な考え方は、従来のインドの評判を考えるならば、前向きに評価される。こうした姿勢が今後も維持されるのであれば、本件調査についても、比較的フリーハンドで、最も適切な提言、有意義な調査を行いうると判断される。

④ 関係者を含めた総合的な実施体制が期待される。

本件の担当官庁は工業省であるが、本件については、すでに、工業省、大蔵省、外務省、都市開発省、計画委員会、輸出入銀行、業界等が一体となって取り組む姿勢があり、本件協議についても関係者が合同で対応し、また、外務省への表敬においても、工業省、大蔵省の幹部が同席した(現地関係者によれば、こうしたことはインドにおいては異例なことであり、また外務省次官補自らがこうした一体となった姿勢を評価して欲しいと発言するところがあった。)

官民協調の姿勢もインド側から積極的にアピールされ、最終的には、インフラ官庁等も含めた体制ができるかどうか確認する必要があるものの、実施体制においても関係者が一体となった体制が期待できる。

⑥ 日本へのPR効果、相互理解の促進が期待される。

我が国のインドに対する印象は、官民ともにあまり芳しいものではない。その背景の一つとしては、外資を嫌う独特の社会主義的経済体制、日本へのソフト面での協力への期待の少なさ等がある。むろん、国民性や政情不安等早急な変化が期待できない他の大きな理由もあるが、少なくともその一部に変化の兆しが見られている現在、こうした動きを支援するとともに、適切に日本の関係者に伝えていることが重要である。

本件調査は、その調査過程等を通じ、こうしたインド側の具体的動きを日本の関係者に

認識させ、日印の相互理解を促進するうえで、重要な役割を果たしうるものと考えられる。

⑥ インドの比較優位

インドの比較優位についての調査団の印象は、A. 巨大な潜在的国内市場、B. 英語が通じ、国際感覚もある優秀（必ずしも現場での労働者として質がいいとはいえないが・・・）かつ低廉な労働力、C. 中近東・アフリカ市場等への拠点、D. ある程度の産業資本の蓄積と技術基盤の存在等があげられる。

一方で、比較劣位としては、外貨不足、インフラの未整備、日本となじみにくい国民性、役所の非効率な現場実務、社会制度・労働関連制度による障害、開放経済や国際競争への情報不足と不慣れ等があげられ、それぞれ難しい問題ではある。また、ペーパーテストは非常に優秀であるが生産現場で活かされにくい、先端技術も含めモノを作る技術はあるが国際的に売れるモノは作れないという人材、技術の特殊性やこれに伴う視野の狭いプライドの高さにも十分留意する必要がある。

しかしながら、周辺国にあまり見られない独特の比較優位があることを考えれば、比較劣位の改善策等を適切かつ率直に提言した場合これをインド側が受け入れることを前提に、競争力のある投資促進策、産業政策、工業団地等を構築することは、狭い道ではあるが、可能であると判断される。

3) 今後の検討に当たっての留意点及び検討の方向

前述のように、インドとの関係強化、新しい経済改革への支援といった観点から本件推進は有意義と考えられる上、インド側の熱意も強く、体制的にも十分な対応が期待できるが、以下の点に留意して今後の検討を進めるべきであろう。

検討の方向としては、関係者の了解が得られるならば、できるだけ早いタイミングで、新産業政策の具体的進捗状況等の見極め、最も効果的な調査を実施するための調査項目の検討調査実施体制の確認等を行うためのプロジェクト形成調査団をまず派遣することが適当であると考えられる。

① 新産業政策の具体的動きのフォロー

新産業政策が出されてまだ数ヶ月しかたっておらず、本政策による具体的変化までは把握できなかったし、在印本邦企業もまだ様子見といった状況であった。現時点での上層部の意識改革としての変化が、具体的にどのような形で現われてくるのか、また、それに対する外資の動き等を今後十分見極め、これに応じた調査内容、スケジュールを検討していく必要がある。

少なくとも、最初にJICA事務所や大使館等で聞いた話では、

- ・モノを作ればすぐ輸出できる、規制を緩和すればすぐ投資が進むという意識であり、国際競争に対しての考えが甘い。

- ・口は達者だが具体的行動はダメ、理念・概念が先行しがち。
- ・時間やコストの概念がない。
- ・ビジネス環境はよくなく、不誠実であり向上心も少ない。失敗を認めようとしない。
- ・労働力も優秀ではあるが管理者ばかりで、現場で使える質の高い労働力は少ない。
- ・国家計画はあっても実行されない。支配者階級も実際は現状維持を望んでいる。
- ・政府は現場を知らないし、前向きな政策も基本的に条件がついており、結局は厳しい審査と個別ネゴが必要。税関との対応一つも大変。
- ・投資プロモーション等もあまり活発でなく受動的。

等、かなり厳しい指摘も多く、簡単には変化が期待できないこうした事項について、状況をきちんと押さえていく必要がある。

② 現場の変革やインド国内産業の変化のフォロー

特に、上層部の意識が変わっても、末端の現場までは簡単には変わらないおそれも強く、それが顕著な場合は、いくら調査を行っても効果がないことになりかねない。

また、ある程度内需向けの投資を勘案した調査を行うことについて了解は得られたものの、国内業界等が強く反発するようでは、調査結果の実現は困難だと考える。また、基本的には国内企業とのJ/Vが原則となるため、いずれにせよインドの国内企業の意向等もあわせて調査結果に反映させることが不可欠である（例えば、外資比率が51%になると、インドの企業のオファーが逆に減ったとの話も聞かれる。）。

このため、調査実施を判断する前に、新産業政策の浸透状況や国内企業の意識・動向等を把握しておく必要がある。

③ 調査実施体制の確認

前述のように、ある程度政府全体での対応や官民一体となった対応は期待できると判断されるが、商業省やインフラ整備官庁、州政府まで含んだ具体的体制がとれるかどうかについては、今後さらに確認していくことが必要である。

また、調査の実際のカウンターパートになるメンバーに、こうした上層部の意識が十分に伝わっているかどうかについても確認する必要がある。

④ M/Pの先行と調査項目の十分な検討

本調査の主眼は、外貨不足の中で外資の導入をどうしたら促進できるか、かつ、その経済効果、技術波及効果を最大にするためにはどうしたらよいか、という点にある。モデル工業団地ということであるが、インドにおける経済改革が今始まったばかりであり、具体的方策についてはまだ模索中と思われること（日本の産業政策への関心も高いこともその現われ）等を勘案すると、本件については、投資需要調査や投資促進策に加え、産業政策全体も視野に入れ、問題点を率直に浮き彫りにするとともに、具体的プログラムを明確に提言し、これを踏まえたモデル工業団地のコンセプトや位置付けを明らかにすることがま

ず重要であると考える。

従って、すぐに具体的なフィージビリティ調査を行うのは時期尚早であり、まずしっかりとした具体性のあるマスタープランの策定（IMTについてはせいぜい地点選定まで）を行うのが適当であり、M/P自体が今のインドにとって十分意義のあるものになると考えられる。

調査項目については、インド側要請のフェーズ1調査の調査項目をベースにしつつも、インドの新産業政策の具体的動き、本邦法人や欧米企業の動向や意識等をさらに踏まえつつ、日本として今のインドに対しどのような提言を行うことが必要かつ効果的であるかをある程度想定しつつ、決めて行くことが望ましい。そして調査においては、仮説を設けそれを立証するという手法をある程度導入することが必要だと考える。

本調査団においては、M/Pをまず行うことについての提案は行ったものの、本件採択について過度な期待をもたれるのを避けるため、具体的内容やM/Pの是非についての協議までは十分行えなかった。関係者の了解が得られるならば、上記の点を踏まえつつ日本としてのTOR案を策定し、プロジェクト形成調査団を派遣することが適当であると考えられる。

⑤ サイト選定への留意

サイト選定についてはかなりフリーハンドで選定できる状況にあるが、現在の候補地点の一部においては、すでにIMT候補地としてのパンフレットができていて、運動が始まっている模様であり、逆に州政府同士の誘致合戦等に巻き込まれるおそれもある。調査実施においては、中央政府がしっかりした指導力を発揮し、合理的な地点選定の判断が可能となるよう注意が必要であろう。

調査団としては、内需をも念頭に入れた工業団地であれば、市場の近さ、生活環境や人のアクセスの容易さ等から、デリー近が適当な候補地と考えるが、次回の調査団においては、ボンベイやゴアの近郊についても調査を行い、ある程度の見極めをしておくことは必要であろう。

⑥ その他の留意事項

- 輸出加工区を含め、既存の工業団地は多数あり、本調査団においても2つの工業団地を視察したが、いずれも、インフラ（道路、電気、水、通信等）、関連施設、生活環境等を含め質が悪く誘致が進んでいないというのが現状である。また、公害防止への配慮もあまりないようである。政府のいう工業団地は土地だけと酷評する関係者もあった。調査にあたっては、こうした既存工業団地の調査・評価をあわせて行うことが重要であろう。
- インド側はかなり急いでおり、ある程度これに応える必要はあるが、大きな経済改革の一翼を担う事業として見極めるべき事項も多いことから、むしろ拙速は好ましくないと

考えられ、インド側をさらに説得することが必要。

- 現地調査をしたNOIDA輸出加工区では、パンフレットと現実の姿にかなりの解離があったこと等、プレゼンテーション等の能力には相当のものがある。現場、実態を常にしっかり把握することが必要だと考える。
- 技術協力や資金協力との連携はもちろんのこと、貿易保険の動き、民間の動向、JETRO事業等との連携にも留意しつつ、できるだけ総合的な協力が講じられるように、調査の準備段階から配慮すべきである。
- 別途強い要望がなされた、産業政策に関するセミナーや政策対話についても、何らかの形で具体化が望まれる。
- いくつかの紛争地域を除き、デリー周辺等の治安状況はそれほど悪くないと思われるが、外交官の誘拐等も起こっており、さらに治安状況について確認をしていく必要がある。
- 調査に平行して、投資や産業政策に関する専門家派遣等によるフォローもあわせて検討することが望ましいと考えられるが、従来のインド政府の専門家への対応や生活環境を考えると、なかなか難しい面が多い。
- 本格調査を行うコンサルタントは、交渉力、説得力のある優秀なコンサルタントによる対応が不可欠である。
- HMTの調査でも直面しているように、世銀・IMFとの協議、調整にも留意していくことが必要。

3. 調査結果（バングラデシュ）

1. 「バ」工業省との協議

(1) 「バ」側からの要望・説明

「バ」援助窓口である大蔵省に提出前の重要案件(イ)工業団地建設計画(ロ)シュート・バルブ工場建設計画について、調査団から感触を聞きたい。

(イ)については、「バ」独自で計画し既に操業しているチッタゴン輸出加工区(EPZ)の対岸に位置する地区に、本年7月に発表した新産業政策の重要事項である外貨導入による経済活性化と雇用促進に重点を置きつつ、併せて地場産業の育成をも促進するためのEPZを含む工業ゾーンを建設する計画である。

(ロ)については過去に実施したJICA調査を現時点の状況を踏まえつつ見直すものである。

(2) 調査団より

(i) (イ)については、「バ」側が具体的な全体計画を有していないことから、有望投資業種の想定、右業種が進出するにあたり必要となるインフラ整備、具体的な投資促進策等の検討を行うとともに、周辺諸国の動向を踏まえた「バ」の中のチッタゴン地区の工業開発方針を明らかにするためマスタープランをまず策定すべきと指摘。

(ii) (ロ)については、技術的に未だ商業レベルに達していない一方で、原料となるシュートカッタイングスを含めたシュートが市況品であり生産計画をたてることが不可能であること等より、基本的に実現可能性が小さいことから我が方として採択の見込みはないと指摘。

2. その他、「バ」大蔵省表敬、EPZAとの協議を行った。

(1) 経済概況

1) 概 観

(a) バングラデシュ経済は70年代後半には平均7.5%、80年代に入っても約4%の成長率を維持してきた。しかしながら87年、88年の2年連続の大洪水で成長率は87/88年度2.9%、88/89年度2.5%へと落ちこんだ。89/90年度には良好な天候に恵まれ農業生産が前年度比7.7%増となり、成長率は6.2%に達した。90/91年度は湾岸危機、91年4月末の史上最大規模のサイクロンによるインパクトで成長率は3.0~3.5%程度に低下すると思われる。

(b) バングラデシュ経済の問題

a. 国内生産の不安定さ—天候、自然災害に左右されやすい農業生産。シュート、紅

茶など、国際市場価格に影響されやすい輸出関連農産物が重要産物である。工業部門のGDPシェアが向上しない。電力部門に代表されるような政府関連部門の非効率。

- b. 国際収支の不均衡—慢性的な貿易収支の赤字が益々拡大傾向にある。外貨準備高が90年3月には4億ドルをきるなど、不安定である。対外債務残高は89/90年度末で140億ドルを超えている。
- c. 財政赤字—歳入基盤が弱く、収入目標が達成できない。歳出拡大で毎年財政赤字。内貨不足による年次開発計画の切り詰めが生じる場合がある。開発予算の外国援助依存。

2) 生産動向

(イ) 部門構成

これまでGDPの約半分を占めていた農業の割合はたび重なる自然災害やシュート等の輸出向け品目の国際市場での需要減などにより、近年低下しつつあり、89/90年度には37.9%に低下した。工業部門の占有割合は、幾度もの工業政策実施にも係らず例年10%前後に終始し、89/90年度も9.9%であった。これに対し近年、建設(7.2%)、サービス関連(45.5%)部門の占める割合が増加している。今後、民間部門の強化により、工業部門の生産拡大及び労働雇用の創出が期待される。

(ロ) 農業

89/90年度でみると、米・小麦などの食糧穀物生産が農業生産全体の73%を占め、残りは家畜、林業、漁業がそれぞれ約9%を占める。また穀物生産量の95%を米が占める。米は雨期の降雨を利用するアモン作(6月~12月)を中心に、アウス作(4月~8月)及び最近の灌漑施設の発達により生産量が増大しているボロ作(12月~4月)の3期により耕作される。

80年代前半までは概して順調な成長を続け、食糧自給達成も遠くないと見られていたが、その後鈍化し、加えて87年、88年の大洪水により成長をくじかれた。87年の洪水ではシュート生産は前年度比29%減少したものの、総穀物生産量は前年度並の1655万トンに回復した。しかし農業生産全体の成長率は(87/88年度)はマイナス0.8%となった。

88年の洪水ではアモン作が被害を受けたものの、ボロ作が前年度比110万トン増収となったため、総穀物生産量は1665万トンと、前年度を僅かに上回った。だが畜産、林業、漁業などの生産が低下したため全体(88/89年度)としてはマイナス1.1%であった。

89/90年度の穀物生産は良好な天候、肥料・灌漑施設投入の増加により、ア

モン作は昨年度比34%増の920万トン、ボロ作も6%増の617万トンとなり、総穀物生産量は13%増の1883万トンに達した。農業生産全体の成長率は7.7%。

(一) 工業

工業生産は70年代から80年代にかけて伸び率の低調が続き、特に80/81年度から85/86年度にかけて成長率は僅か平均1.3%であった。このような工業部門の低迷は、a. GDPのかなりの割合を農業部門が占めており(80年代半ばまでは約半分)、よって農業関連工業部門の生産が農業生産の影響を大きく受ける。b. 農業生産の不振が農民の購買力低下を通じ、消費面での需要を低下させる。c. 輸出関連部門は国際価格や先進国の景気変動の影響を受けやすいなどの要因と係る。

87/88年度は政治的混乱、内需低迷及びシュート工業の生産低下等により成長率は0.6%に留まった。88/89年度は2度にわたる大洪水による農業生産の低迷が国民の購買力を低下させ、更に幾度ものゼネストを含む政治的混乱により成長率は2.8%であった。

89/90年度は輸出関連部門の好調により、それぞれ縫製品36%、シュート製品6%、皮革23%、冷凍食品11%の伸びを示したため、全体で7.2%の高い成長率を達成した。これは国際需要の動向に依るところが大きいといえるものの、他方近年の民間・民営化重視の工業政策、投資認可手続の簡素化、貿易の自由化を進めるなどの政策の貢献も見逃せない。

(二) 1991年新工業政策

今次工業政策は民間セクターのより急速な発展と競争力のある市場経済の研究を目指すものであり、次の5項目を目標とする。a. 既存の工業ユニットの諸問題の研究 b. 工業部門の効率化をはかり、国際競争力をつける c. 強力な小規模・家内工業及び農村工業の開発 d. 輸出志向型産業の発展 e. 外国投資にかかわる障害を除去し、投資促進を進める。

3) 貿易収支

(イ) 貿易収支は例年輸入が輸出の約1.5倍に達し、慢性的な赤字である。特に88/89年度からは赤字が20億ドルを超えて、更に拡大傾向にある。89/90年度では輸出15.24億ドルに対し、輸入は37.39億ドルで貿易収支赤字は22.35億ドルであった。

(ロ) 輸出

シュート、紅茶などの伝統的品目の重要性は近年低下傾向にある。80/81年度にはわずか324万ドルであった縫製品で輸出額が89/90年度には約188倍の6.09億ドル(全輸出額の約40%)と驚異的な伸びを示し、86/87年度

以降は縫製品が輸出額で第1位を占めるようになり、冷凍食品（同9.0%）と共に重要品目となった。よって89/90年度では非伝統的品目が輸出全体の約56%を占めるまでになった。但し原料ジュート、ジュート製品の総輸出に占める割合も依然として高く、皮革、縫製品、冷凍食品と合わせたわずか4品目で総輸出の90%を占めており、輸出の多様化が大きな課題である。

(ハ) 輸 入

85/86年以降毎年10%以上の増加率で推移している。主要輸入品目は食糧穀物（総輸入の9%）、原油・石油製品（同8%）及び資本財（同34.5%）である。輸入動向の特徴としては a. 食糧自給が未達成のため、自然災害、天候不順により食糧生産が落ちこむと食糧輸入が増加する。 b. 一方洪水等で国内生産が低下し、国内需要が低迷すると製品輸入が低下する。 c. 内貨不足などで開発支出が低下すると資本財輸入は減少するなど

89/90年度は良好な穀物生産をうけて食糧穀物輸入は、洪水のあった前年度比8.3%減の3.43億ドル、資本財は同19%増の12.96億ドルであった。

(ニ) 貿易相手国

89/90年度でみると、上位輸出相手国は米（総輸出の31.1%）、伊（6.4%）、英（6.3%）、独（5.0%）、日本（4.2%）で、同じく輸入相手国は日本（12.6%）、シンガポール（8.6%）、米（5.5%）、香港（4.2%）、印（3.9%）となっている。中でも輸出先の米（米向け輸出の80%は縫製品）、輸入先の日本が際立っている。

(ホ) 外貨の十分でないバングラデシュでは輸入代金の決済方法は多岐にわたっている。

89/90年度でみると、Wage Earner's Scheme（47.8%）、グラント（18.7%）、ローン及びクレジット（15.2%）、キャッシュ（15.1%）、パーター（1.7%）、Special Trade Agreement（1.5%）などの各種方法により決済がなされている。

(ヘ) 対日貿易

日本との貿易収支は常に赤字である。89/90年度でみると対日輸出が20.7億タカ、輸入が156.2億タカ（うちローン及びグラント分が72.8億タカ）で対日赤字は約135.5億タカである。日本への輸出はエビを主とする冷凍食品が53.7%を占め、その他皮革製品、ジュート製品などであり、他方主な輸入品は鉄鋼（28.6%）、運輸関連器材（同27.5%）のほか一般機械、電気機械などである。

4) 国際収支

(イ) 国際収支構造は、慢性的な貿易収支赤字を海外出稼ぎ労働者からの送金を中心とする移転収支の黒字及び外国援助を主とする資本収支の黒字で賄うという状況が定

着している。経常収支赤字は86/87年度以降拡大傾向にあり、89/90年度も22.35億の貿易赤字をうけて経常収支赤字は15.41億ドルであった。また外国援助ディスバースも毎年増加傾向にあり、89/90年度は18.1億ドルであった。

(ロ) 外貨準備高は88/89年度末には9.07億ドルと輸入の3.4ヵ月分を確保したが、89/90年度末は5.23億ドルと同1.9ヵ月分に減少した。政府はこの点を認識し、平価切下げや税制改革を行い、91年6月末で8.80億ドルに回復している。

(ハ) 湾岸・サイクロンのインパクト

1990年8月からの湾岸危機の国際収支へのインパクトは原油等の価格上昇、中東への出稼ぎ労働者からの送金減、輸入コスト増などにより、IMFによれば3.36億ドル、世銀によれば2.32億ドルが見積もられた。

また1991年4月末の史上最大といわれるサイクロンのインパクトはIMF/世銀によれば、チッタゴンにあった縫製品の原料・製品被害およびエビを主とする冷凍食品産業被害による輸出減(1.2億ドル)、食糧穀物や医療品・衣服・建設材などのレリーフ・リハビリのための輸入増(4.35億ドル)、輸送費などのサービス支払(0.45億ドル)などにより計6億ドルと見込まれる。これらにより90/91年度のGDP成長率は3.0から3.5%の低水準に落ちこむと予想される。

5) 予 算

(イ) 90/91年度修正予算は総歳入が当初予算より22.8億タカ少ない782.2億タカに対し、一般歳出と開発関連支出その他を合わせた総歳出は1577.2億タカとなり、財政赤字は795億タカとなった。また開発予算に占める外国資金の割合は90%以上であった。

(ロ) 91/92年度は一般歳入850.3億タカに対し、一般歳出は808.3億タカで、約42億タカの余剰(年次開発計画に当てられる)が見込まれる。

歳入は690.1億タカを税収から、160.2億タカを税外収入による。この中には付加的歳入増70億タカが見込まれており、うち45億タカを税制・徴収システムの改革により、25億タカを新規税(付加価値税)の導入により賄い、国内資金の動員を高めてゆく。一般歳出の最大割当ては教育部門で125.7億タカ(全体の15.35%)、次いで防衛費の120.9億タカ(同15.0%)である。

(ハ) 91/92年度年次開発計画(ADP)規模は90/91年度修正予算よりも22%アップの750億タカで、うち643.5億タカを外国資金(全体の86%)、106.5億タカを国内資金により調達する。

(ニ) BNP政権の目標は、国民の力を自立に向けて動員することであり、経済政策で

は民営化、規制撤廃、市場志向の競争経済というドナー側の要請に基づいている。

91年5月のCGでは Bangladesh の民主化への努力及び湾岸、サイクロンの影響を鑑み、前年度より28%増の23億ドルがブレッジされた。

6) 海外からの民間投資

① 外国投資政策

Bangladesh は独立当初には社会主義的政策を打ちだし、外国投資の禁止を含む政策を行ったものの、その後1975年の改訂投資政策以来、民間部門への外国投資を奨励する方向へと転換した。

1980年3月には外国投資保護促進法を制定し、外国投資が国有化されないことを保証した。さらに同年12月には輸出志向型産業誘致のために輸出加工区庁法を制定し、Bangladesh 輸出加工区庁 (BEPZA: Bangladesh Export Processing Zone Authority) を設立した。これにより投資認可手続を一元化し、手続の簡素化、効率化が計られた。また輸出加工区内では輸出加工区庁(今だ十分ではないものの)が産業インフラを整備するため、進出企業はインフラを建設するコストが節約できる。輸出加工区への進出が許されるのは製品を100%輸出する企業ないし、加工区内の企業にサービスを提供する企業のみである。

現在 Chittagong 輸出加工区 (CEPZ) が稼動中であるが、1991年6月完成予定であった Dacca 輸出加工区は種々の原因により、いまだ完成していない。

1986年7月には新工業政策を発表し、民間部門重視およびハイテク産業、輸出志向型、労働集約型産業への外国投資を奨励する政策を改めて示した。さらに、投資環境に対する内外からの批判に答え、また輸出加工区以外への外国投資を促進するために、1989年1月に投資法を公布、投資庁を設立した。これにより従来12に及ぶ省庁で手続を取らねばならなかったものが、この投資庁で一括されることとなった。

外国投資は国営業種として留保された7つの業種を除き、殆どの業種において歓迎されるが、特に次のものが奨励される。a. 輸出志向型産業、b. 輸出加工区への進出企業、c. 輸入代替または輸出志向のハイテク産業、d. 国産天然資源活用産業、e. 既存の公営・民営企業で生産性向上、品質改善に貢献する産業。

② 投資手続

外国投資受入れの窓口は投資庁ないし輸出加工区庁である。

投資庁に関しては、外国からの投資が合併で行われる場合には、プロジェクトのコストが1億タカ(約330万ドル)以下、外資比率49%以下で、かつ外資規制業種に該当しないかぎり、事前承認は必要としない。事業主は投資庁にプロジェクトを登録するだけでよい。

輸出加工区に進出する企業は生産する製品の100%を輸出する企業、およびそれ

らの企業にサービスを提供する企業でなければならない。

③ 優遇措置

輸出加工区に入居する企業に対する優遇措置には10年間の所得税免除、製品生産機械および原材料の輸出関税免除、生産した製品への輸出税免除、輸出加工区内での労働組合の禁止などがある。

輸出加工区以外での外国投資への優遇措置は、業種や投資を行う地域の発展度（3段階に設定されている）により異なる。経済発展が遅れている地域への投資ほど優遇され、5年から9年間の所得税免税、製品生産機械の輸入関税上での優遇、輸出向け縫製品については保税扱いで原材料が輸入できる。そのほか外国人投資家に対する2重課税防止処置も取られる。日本・バングラデシュ間の2重課税防止協定は91年2月に締結され、日本では92年1月から、バングラデシュでは同7月からの税金について適用される。

④ 投資の現状

外国投資の受入窓口は投資庁と輸出加工区庁であり、各々が別個に認可業務を行っている。

(イ) 投資庁

独立以来工業省とこれを引き継いだ投資庁の認可した外国投資件数は1991年6月末で24か国、計161件（前年同期では122件）、投資総額は2億2107.6万ドルである。業種別の認可件数ではエレクトロニクス、縫製品、織物、医薬品、化学品、皮革、プラスチック製品、アルミ金属、手工芸品などが多い。

国別の上位投資件数では、英国（34）、香港（25）を筆頭に、日本（10）、オランダ（10）、韓国（10）、一方投資額では、香港（6144万ドル）、日本（4087.5万ドル）、英国（2179.2万ドル）、イタリア（1701万ドル）、オランダ（1359万ドル）などが上位投資国である。特にアジア諸国の中でも安いバングラデシュの労働力を求め縫製産業の生産拠点を移した韓国、香港などが注目される。

(ロ) チッタゴン輸出加工区

現在唯一の輸出加工区であるチッタゴン輸出加工区における外国投資認可件数は、1991年6月現在で、11か国、51件、投資額は9446.6万ドルで、その内操業中のものは31件、投資額は5811.7万ドルである。操業中のものは認可数の60.1%、総投資額の61.5%である。前年同期と比べると、認可数は6件、操業件数は10件の増加を示している。

業種別の認可件数では縫製品、タオル、エレクトロニクス、自動車部品、繊維織物などが多く、そのほか靴、ファン・モーター、釣具、皮革、婦人用品などが

ある。

次に国別認可数では、日本(17件)を筆頭に韓国(9)、米国(7)、香港(5)、パキスタン(4)となっており、投資額では日本(4183.8万ドル)、米国(2732万ドル)、韓国(623万ドル)、香港(575.5万ドル)、シンガポール(400万ドル)の順に多い。操業中のものとみると、件数では日本8件、韓国、米国が各5件、香港4件、パキスタン2件、その他の国々は各1件ずつで、投資額では日本(3421.8万ドル)、米国(820.6万ドル)、シンガポール(400万ドル)、韓国(320万ドル)、香港(268万ドル)となり、件数、投資額のいずれの点からも日本がトップとなっている。

(ハ) 日本からの投資(別添2参照)

投資庁による認可を受けているのは、1991年6月現在までに、計10件、投資総額は4087.5万ドル(約14億3000万タカ)である。1990年には4件が認可を受けたが、91年は未だに1件のみである。このうちすでに操業しているのはエビ・トロールをはじめとする漁業3件、繊維機械パーツ、傘布地、各1件の計5件で、ほかに衛生・水道部品が試験的生産に入っている。

チッタゴン輸出加工区では1991年6月現在までに、計17件、投資総額4183.8万ドルが認可されている。このうちすでに操業を開始しているのは、パイロット・ランプ、ファン・モーター、釣用リール・ゴルフシャフト、グローブ、電子部品、自動車部品、婦人・子供下着、チェーンの8件である。投資件数、投資額とも日本が第1位となっている。

⑤ バングラデシュにおける民間投資の問題点

一般に民間投資を阻害する要素として、次のようなことが指摘されている。

- ・労働組合運動が生産性を阻害している
- ・行政手続が煩雑
- ・国内で製品を販売する場合、密輸品との競争を迫られる
- ・インフラの改善が必要

特に海外から投資する場合

- ・通関手続が煩雑でかなりの時間を要する
- ・投資庁設立後も依然として投資手続は煩雑
- ・輸出加工区庁においても関係省庁、バングラデシュ銀行などとの連携がなく、諸問題の処理において不都合がある
- ・輸出加工区内でのストライキは規制されていても、運輸、港湾関係労働者等のストライキにより原材料、製品、人員などの輸送が阻害される場合がある。
- ・洪水、サイクロン等の自然災害が多い(91年4月末のサイクロンにおいてもチッ

タゴン輸出加工区が冠水し、かなりの被害が生じた)。

- 外国人投資家がワーク・パーミットを入手しても、出入国に制限があり不便。
- カントリー・リスク（政情不安）。
- 外国人にとって生活環境（気候、物資、娯楽施設、レストラン等）が厳しい。

別添1 主要経済指標

貿易

(1) 輸出(単位:百万ドル)

	86/87	87/88	88/89	89/90
伝統的輸出品目	571	568	554	672
原ジュート	104	81	97	125
ジュート製品	302	301	280	328
紅茶	30	39	40	40
皮革	135	147	137	179
非伝統的輸出品目	503	663	732	852
冷凍エビ・魚	136	140	141	138
縫製品	299	434	471	609
その他	68	91	120	105
合計	1074	1231	1286	1524

(出所: 91世銀資料)

(2) 輸入(単位:百万ドル)

	86/87	87/88	88/89	89/90
食料関連	338	665	544	504
食料穀物	273	489	374	343
食用油	115	176	170	161
中間財	416	522	614	582
原油・石油製品	230	270	281	297
肥料	25	46	108	46
セメント	64	67	83	98
原綿・綿糸	97	139	142	141
資本財	1003	856	1090	1296
その他	813	943	1127	1377
合計	2620	2986	3375	3759

(出所: 91世銀資料)

国際収支（単位百万ドル）

	86/87	87/88	88/89	89/90
輸出（FOB）	1074	1231	1286	1524
輸入（CIF）	2620	2986	3375	3759
貿易収支	-1546	-1755	-2089	-2235
貿易外収支	-151	-143	-149	-108
移転収支	731	788	836	802
経常収支	-966	-1111	-1402	-1541
外国援助ディスバース額	1595	1640	1669	1810
食糧援助	225	300	227	188
商品援助	403	509	538	457
プロジェクト援助	967	831	904	1165
総合収支	257	144	57	340
外貨準備高	752	896	913	585
（年度末）				
対外債務残高	7868	9710	10331	14176
（年度末）				
デット・サービス・レシオ	27.8	22.6	23.1	21.5
（IMF分除く）				

（出所：91年世銀資料）

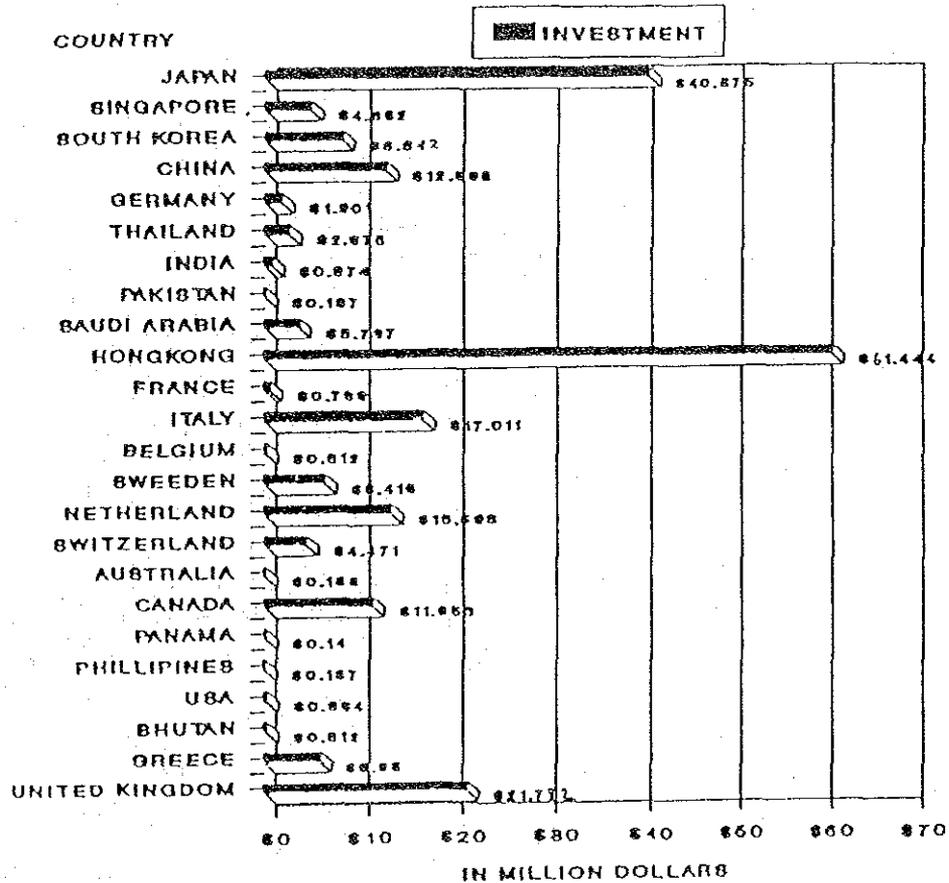
予 算

(単位千万タカ)	1991/92 予算案	90/91 修正予算	90/91 当初予算
1. 総 歳 入	8503.09	7822.03	8050.46
税 収	6901.15	6382.85	6787.68
税外収入	1601.94	1439.18	1262.78
2. 総 歳 出	16373.34	15772.13	13989.49
一般歳出	8083.25	7310.24	7300.00
開発支出(A D P)	7500.00	6121.00	5668.00
非 A D P プロジェクト	180.41	80.15	85.00
Food For Work	505.88	509.80	458.95
資本支出 - 非開発	144.29	1899.36	1205.00
食糧備蓄	264.01	138.19	532.51
ローン及び前払	-3245.00	-331.61	-195.47
農業研究(BARC)	20.00	20.00	20.00
Grameen Bank	-	25.00	-
全 赤 字	-7870.25	-7950.10	-5939.03
3. 資 金 調 達			
A 外国資金	6431.51	5317.46	5222.39
無 債	2969.89	2575.34	2908.81
有 債	4326.72	3528.15	3327.54
(プロジェクト援助)	4380.00)	(3690.00)	(3580.00)
(商品援助)	1730.00)	(1345.00)	(1240.00)
(非ADPプロジェクト援助)	180.41)	(80.15)	(85.00)
(食糧援助)	1006.20)	(972.96)	(1331.35)
(特別贈与)	-	(15.38)	-
債務支払ほか	-865.10	-786.03	-1013.96
B 国内資金	1438.74	2632.64	716.64
パーマネント・デット	12.64	1677.82	26.69
フローティング・デット	18.78	23.32	8.08
公共勘定	538.24	548.60	247.82
特別資本資金	314.91	382.90	325.00
銀行借入等	554.17	-	109.05

FOREIGN INVESTMENT IN BOI

UPTO 31.05.1991

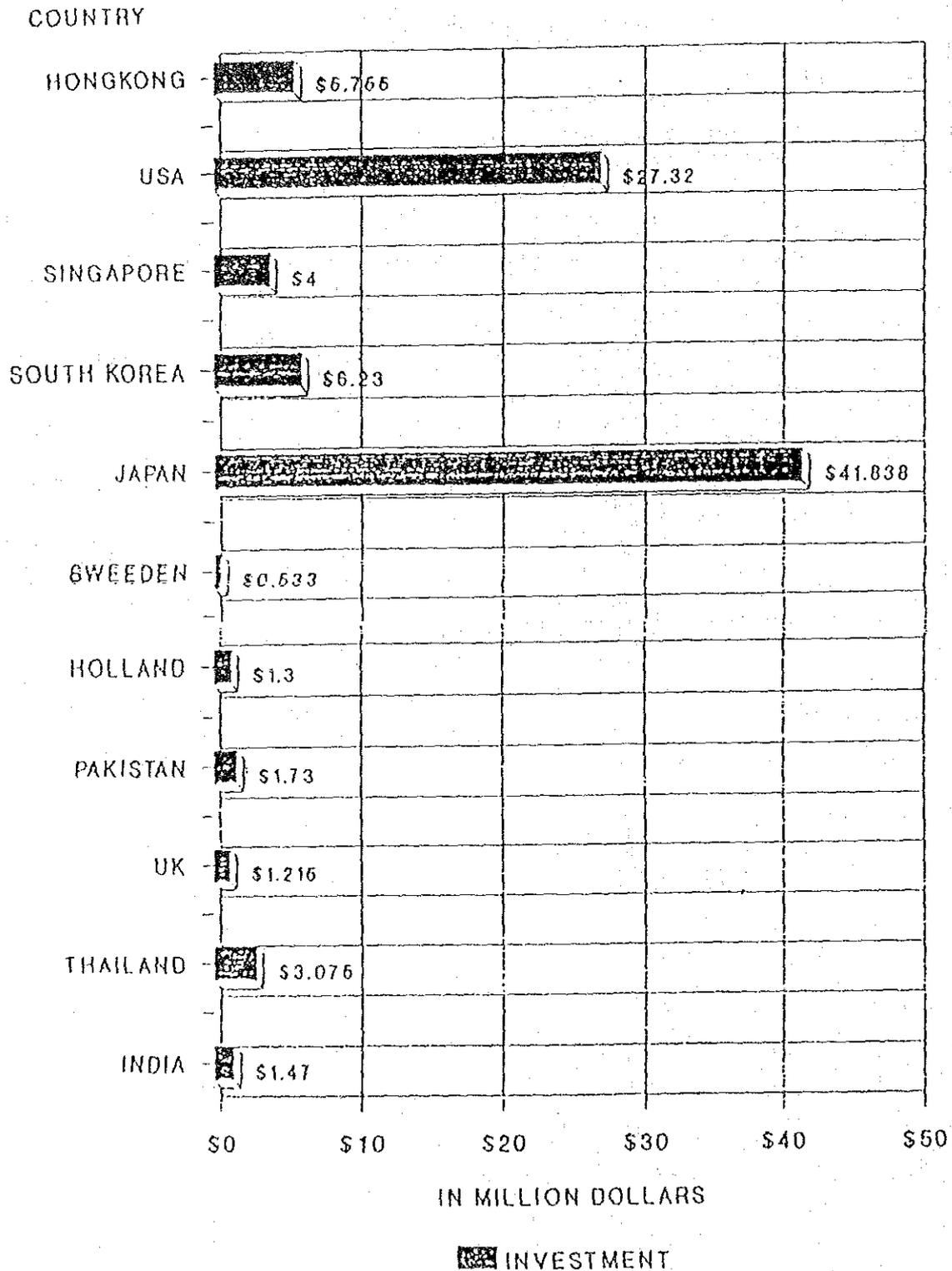
(投資庁)



SOURCE: BOI

FOREIGN INVESTMENT IN CEPZ

UPTO 31.6.1991 (チッタゴン輸出加工区)



SOURCE: BEPZA

我が国からバングラデシュに対する直接投資（別添２）

1. 投資件数

31件（1991年3月末現在）

総額 5,700万ドル（1991年3月末現在）

2. 進出企業（1991年4月現在， 14社）

(1) YANMAR DIESEL ENGINE CO., LTD.

事業内容：農機具サービス・センター

操業開始：78年10月7日

日本側出資比率：ヤンマー100%

所在地：ダッカ

従業員数：116名

(2) BENGAL FISHERIES LTD.

事業内容：エビ・トロール漁業（4隻保有）

操業開始：80年8月20日

日本側出資比率：大洋漁業30%、三井物産30%

所在地：チッタゴン

従業員数：119名

(3) HIGHSPEED SHIPBUILDING & HEAVY ENGINEERING CO.

事業内容：造船、鉄鋼構造物の製造

操業開始：82年1月18日

日本側出資比率：三井造船20%

所在地：ダッカ、チッタゴン

従業員数：150名

(4) SHIMIZU SPECIALIZED FISHING PVT. LTD.

事業内容：エビ・トロール漁業

操業開始：82年2月

日本側出資比率：清水商会49%

従業員数：68名

(5) AHMED AND HAKODATE MARINE FISHING LTD.

事業内容：エビ・トロール漁業（2隻保有）

操業開始：82年12月

日本側出資比率：函館公海漁業48%

所在地：ダッカ、チッタゴン

従業員数：70名

(6) SHIOWA CHAIN BANGLADESH LTD.

事業内容：アンカー・チェーン等チェーン製造・販売

操業開始：85年8月1日

日本側出資比率：昭和機械80%

所在地：チッタゴン（輸出加工区）

従業員数：40名

(7) B. J. REED MANUFACTURING CO., LTD

事業内容：機械用横糸を入れる部品（オサ、箆）製造

操業開始：88年11月

日本側出資比率：菱商事、古市金箆製作所49%

所在地：シャヒプール（ダッカ近郊）

従業員数：12名

(8) MINIPILO ELECTRIC CO., LTD.

事業内容：発光ダイオード使用の板状表示ランプ製造

操業開始：89年1月

日本側出資比率：ミニパイロ電気100%

所在地：チッタゴン（輸出加工区）

従業員数：500名

(9) OLYMPIC-MI (BANGLADESH) LTD.

事業内容：釣具（リール、ロッド）、ゴルフ（クラブ・シャフト）、電動工具の製造

操業開始：90年11月

日本側出資比率：伊藤万40%、オリンピック40%、(株)ハイム20%

所在地：チッタゴン（輸出加工区）

従業員数：150名（94年3月 1,700名予定）

(10) FUJI BANGLA INTERNATIONAL CO., LTD.

事業内容：作業用皮手袋及びカバン製造

操業開始：90年11月25日

日本側出資比率：富士グローブ(株)50%、同社役員50%

所在地：チッタゴン（輸出加工区）

従業員数：80名（94年500名予定）

(11) BANGLADESH SEIBU ELECTRIC INDUSTRIAL CO., LTD.

事業内容：電気器具製造（モーター・コイル加工）

操業開始：90年11月

日本側出資比率：西武電機工業㈱100%

所在地：チッタゴン（輸出加工区）

従業員数：30名（将来200名予定）

(2) YAITA KOUKI CO., LTD.

事業内容：ダイキャスト鋳造製造

操業開始：90年11月

日本側出資比率：矢板工器100%（但し、機械等の現物出資）

所在地：チッタゴン（輸出加工区）

従業員数：24名（91年7月 85名予定）

(3) DREAM BANGLA GARMENT LTD.

事業内容：婦人下着製造

操業開始：91年3月20日

日本側出資比率：憐夢企画100%

所在地：チッタゴン（輸出加工区）

従業員数：70名（将来200名予定）

(4) SIGMA BANGLADESH MANUFACTURING CO., LTD.

事業内容：鉄鋳物製造（自動車部品、建築資材）

操業開始：91年4月

日本側出資比率：シグマ製作所60%、小島鋳物20%、飯塚工業10%

所在地：チッタゴン（輸出加工区）

従業員数：50名（92年4月 100名予定）

{この他、現在、10社余の中小企業（チッタゴン輸出加工区内、業種：建設用パイプ製造、金属加工、モーター・コイル加工、ファイバー・ガラス製造、カメラ・レンズ製造等）が既にバングラデシュ政府の認可取得済。}

（参 考）

(1) 進出本邦企業名（駐在員事務所 24社、1990年10月現在）

東京銀行、伊藤万、伊藤忠、兼松江商、金商又一、住友商事、トーマン、日商岩井、ニチメン、丸紅、三井物産、三菱商事、豊田通商、中央開発、三井建設、大林組、清水建設、大成建設、パシフィック・コンサルタント、石川島播磨重工業、東洋エンジニアリング、日本技術開発、栗田工業、東急ホテルズ・インターナショナル。

(2) 日本・バングラデシュ商業・経済協力合同委員会

本委員会、日本・バングラデシュ両国の経済界の相互理解と親善を深め、両国間の貿易、投資、経済協力、観光の促進に関する諸問題を検討することを目的とする民間の委

員会にて、1980年に設立され、第一回会合は、1980年6月ダッカ、第二回は83年12月ダッカ、第三回は86年6月東京、第四回は89年2月ダッカ、第五回は90年11月東京においてそれぞれ開催された。

(2) 工業立地政策（産業政策）

バングラデシュは、独立直後の社会主義政策で主要工業が国有化され、当時の工業部門資産総額の91%が国有化されたと推計されている。しかし、その後の政策転換で国有化産業の民営化が行われ、特に1982年の新産業政策では、ジュート工業、繊維工業という主要二大工業部門も民営化の対象となった。

さらに86年の産業政策では、政府が独占的に扱う産業分野をいくつかの公益企業、武器弾薬製造、紙幣印刷などに限定、他の全ての分野に民間企業が参入できるようになった。

このような国営企業の民営化とともに、民間企業の投資を促進するための様々な優遇策がとられてきた。主な政策は以下のとおりである。

(1) 税法上の優遇策

① 法人税の免除

企業立地地域の開発の程度に応じて、5～9年間法人税免除。

② 関税、販売税の減免

工場建設資機材、機械・部品、原料輸入にあたって、一般関税を最低2.5%にするほか、販売税を免除。

③ 輸出指向工業、輸出関連工業に対する関税等の特別優遇あり。

(2) 規制緩和

① 新規工業立地の認可条件の緩和

認可を必要としない分野の拡大。

② 設立認可手続きの簡素化

1989年に産業省内に投資庁（BOI、Board of Investment）を設置し、認可に要する全ての手続きがBOIで実施できるようにした。

以下、このような産業政策の推移を簡単に整理する。

○ 1980年 外国投資保護・促進法

輸出加工地域法

○ 1982年 新産業政策

ジュート工業、繊維工業も民営化の対象に。

○ 1986年 新産業政策

民間部門活動重視、輸出指向産業への外国投資奨励。

○ 1990年 第4次5か年計画（～95/96年）

外国資本の導入による民間部門の活性化、工業化の促進。

同計画は、第3次計画の延長線上にあるものとして、①経済の加速的成長、②雇用増大と人的資源の開発を通じた貧困解消、③自立性の拡大、を主目標に掲げている。

○ 1991年 新産業工政策（現行政策）

民間企業の活性化、国際競争力の強化。

外資系企業の誘致の促進。これまで、EPZにのみ100%外資を認可していたものを、EPZ以外にも拡大。

政府の役割の軽量化。政府の留保分野を、武器、原子力エネルギー、鉄道・飛行機等運輸業、通信、送配電、貨幣、植林の7分野に限定。

（参 考） 新産業政策の目標

(3) 既存団地インフラ状況

バングラデシュへの外国企業の投資の手続は、投資庁又は輸出加工区庁（EPZA, Export Processing Zones Authority）の2つの窓口で受理される。輸出加工区以外の地域に立地する場合は投資庁が窓口になっており、チッタゴン輸出加工区向けの投資は輸出加工区庁が処理している。

チッタゴン輸出加工区（EPZ）への外国企業の進出は1983年6月に開始されたが、以来91年11月現在までの認可件数は72件となっている。

日本企業の最近の直接投資も、このチッタゴンEPZに集中している。同EPZへの日本企業の直接投資（認可ベース）は、1988年の1社に対して、89、90年の2年間に12社となっている。91年11月現在では、日本企業8社が操業中である。

現在EPZは拡張工事中のチッタゴンの1ヶ所であるが、さらにダッカにも建設中である。毎年洪水に見舞われるバングラデシュにおいては、工業団地の整備は困難である。既存団地とは、すなわちチッタゴンEPZを指すと考えてよい。そこで、このチッタゴンEPZのインフラ整備状況について、以下に簡単にまとめてみたい。

- ① 道 路 ビジネスセンター、空港、港につながる2車線道路あり。
- ② 鉄 道 加工区内に引込線あり。
- ③ 空 港 チッタゴン空港から7.2 km。
- ④ 港 湾 チッタゴン港から2.4 km。港湾施設はかなり整っている。
- ⑤ 通 信 テレックス及び海外衛星コミュニケーションネットワークサービスあり。
しかし、電話回線数が不足しており、社宅に電話線がほとんど引けない状態にある。